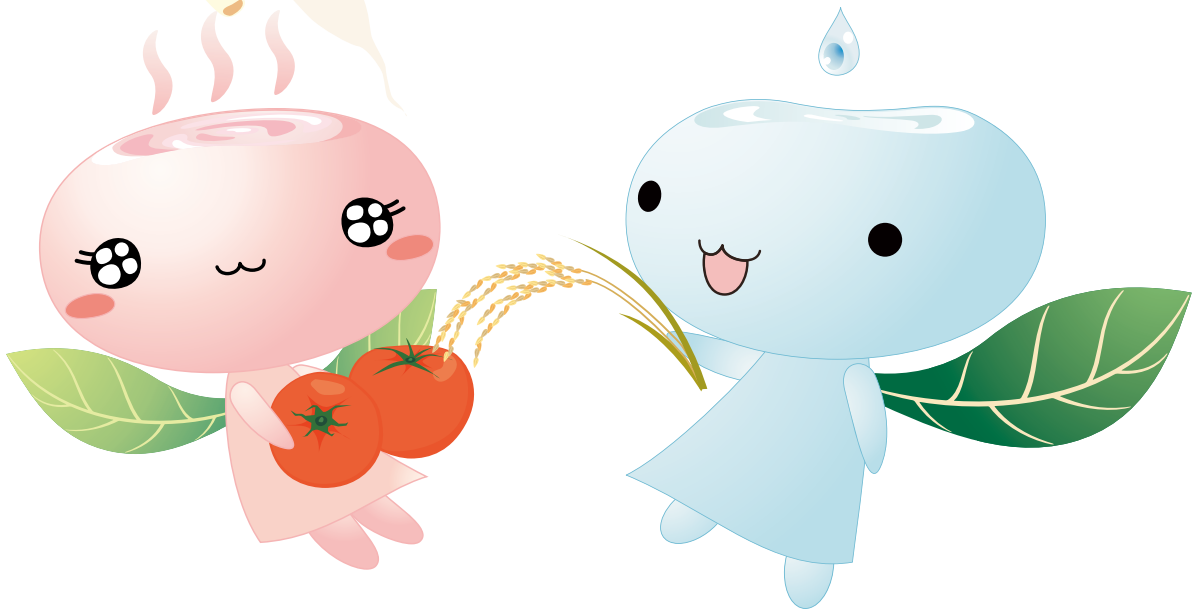




第2次

鏡野町食育・地産地消推進計画



2019年(平成31年)3月

鏡野町



はじめに

鏡野町長

山崎親男

近年、ライフスタイルや価値観の多様化などにより食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じています。さらに食の海外への依存の問題や食の安全に対する関心の高まりもあり、「食育」「地産地消」の取り組みを進めていくことは益々重要となっています。

また、国では平成17年度に食育基本法を制定し、「食育」を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであると位置づけ、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる「食育」を推進していくことを重要な課題としています。

鏡野町においても平成25年12月に「鏡野町食育・地産地消推進計画」を策定し、鏡野町の健康、福祉、教育、環境の各分野と町づくりとの調和を図り、総合的に食育を推し進め、心身ともに健全な食生活の実践と食を通じた地域づくりを推進しているところです。これまでの成果と課題を踏まえ、更なる「食育」「地産地消」推進のため、このたび「第2次鏡野町食育・地産地消推進計画」を策定しました。鏡野町の豊かな自然環境、多種多様な食材に恵まれた特性を生かし、関係機関・団体等と連携を図りながら「食育」「地産地消」を推進してまいります。

本計画策定にご尽力いただきました、策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご回答くださいました町民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げますと共に、今後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4

第2章 食に関する現状と課題

1	食育・地産地消の取り組みの実施内容と評価	5
2	鏡野町食に関するアンケート調査結果等からわかる食をめぐる現状	11
3	鏡野町食育・地産地消推進計画の数値目標と達成状況	28
4	アンケート結果等からわかる現状と課題の整理	29

第3章 計画の基本理念

1	基本理念	32
2	基本的施策	32

第4章 食育・地産地消推進施策の展開

1	第2次鏡野町食育・地産地消推進計画の指標、目標値、取り組み	33
2	ライフステージ別食育推進施策	38

資料

◆	鏡野町食に関するアンケート調査票	40
◆	食育基本法	44

第1章 ▶ 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

未来を担う子どもたちが健全な心と身体を培うとともに、全ての町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切です。その基礎となるのは、毎日の生活に欠かせない「食」です。

近年、食生活はライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化し、脂質の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏り、朝食の欠食などが問題となるとともに、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題が生じています。さらには、流通の広域化や国際化により、生産者と消費者の距離が遠くなったことによる「食」への無関心や、大量の食品ロス、食への感謝の心が薄れるといった問題も起きています。

この現状を受けて、国では「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を制定、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定しています。その後、5年ごとに改正され、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」を策定しました。また、岡山県では、平成18年12月に制定した「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づき、平成19年3月に「岡山県食の安全・安心推進計画」及び「岡山県食育推進計画」を策定しています。その後それぞれの計画を統合し、平成25年3月に「岡山県食の安全・食育推進計画」を策定し、5年ごとに改正をしています。

本町においては、平成25年12月に策定した「鏡野町食育・地産地消推進計画」に基づき、家庭、学校、地域、生産者、行政等が連携を図りながら、食育と地産地消の一体的な推進に取り組んできました。

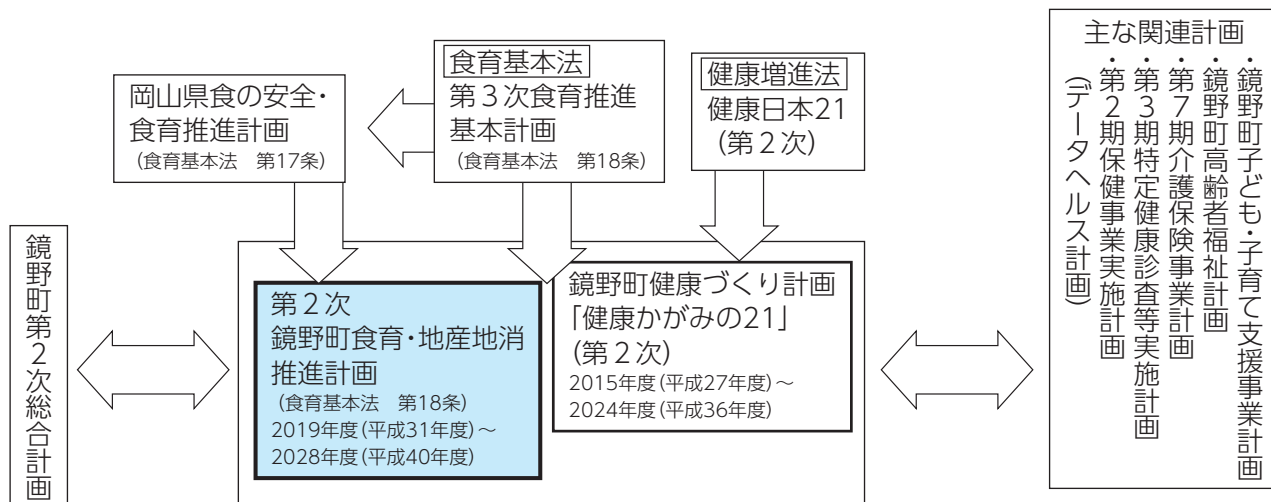
その結果、食生活の改善意欲のある人の割合や食品を選んだり食事をつくることができる人の割合は増加し、健康づくりと連動した食育の推進につながってきています。また、学校等の教育現場では子どもたちに対する食育・地産地消を推進し、本町における食育・地産地消の取り組みは着実に広がってきています。一方、食育の関心・認知度は横ばい状態であり、さらに取り組みを進める必要があります。

食や健康を取り巻く社会情勢が変化する中、より地域の実情に沿った食育・地産地消に関する施策を計画的に推進していくために、このたび、計画を見直し新たに「第2次鏡野町食育・地産地消推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第18条第1項、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第41条第1項の規定による市町村計画として位置づけるものとします。

なお、計画の推進にあたっては、「鏡野町第2次総合計画」(平成28年3月)、「第2次健康かがみの21」(平成27年3月)、「岡山県食の安全・食育推進計画」(平成30年3月)など、関係計画との整合性を図っていくこととします。



食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、該各市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するように努めなければならない。

3 計画の期間

この計画の期間は2019年度(平成31年度)から2028年度(平成40年度)までとします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、その都度必要な見直しを行うこととします。

4 計画策定の体制

①鏡野町食に関するアンケート調査の実施

住民の食育に対する実態や要望を把握し、総合的・計画的に施策を進めていく基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

②策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、「策定委員会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

③パブリックコメントの実施

計画について事前に内容を公表して町民の皆様からご意見を募りました。

のぼり



第2章 ▶ 食に関する現状と課題

鏡野町では、平成25年12月に策定した「鏡野町食育・地産地消推進計画」に基づき、家庭、学校、地域、生産者、行政が連携を図りながら、食育と地産地消の一体的な推進に取り組んできました。この計画は、平成30年度を目標年度とする5カ年計画であることから、ここで5年間の取り組み内容や現状を取りまとめ、評価を行いました。




また、平成29年度「食に関するアンケート調査」を行い、数値目標の達成状況について評価を行いました。


鏡野町食育・地産地消推進計画(平成25年12月)の概要

- * 基本目標 「選ぶことからはじめよう！健康かがみのの食生活」
適切な食品を選ぶ力、地域の食材を選ぶ力を身につけることが、食育及び地産地消の推進につながります。
- * 基本的施策
 - ①町民運動としての食育・地産地消の推進
 - ②豊かな食文化と元気な農林水産業に根ざした食育の推進
 - ③家庭、学校・保育園などにおける子どもの成長に応じた食育の推進
 - ④地域における食生活の改善に向けた取り組みの推進
 - ⑤地場産物の積極的な販売・利用の促進

1 食育・地産地消の取り組みの実施内容と評価

1 町民運動としての食育・地産地消の推進

施策	対象者	実施内容	評価
①食育・地産地消に関する町民理解の促進 ポスター  ファイル  びっくり！大型絵本「はらぺこおおむし」 	一般町民	1) 継続的な普及啓発活動の実施 ・食育・地産地消推進ポスター・のぼりの作成 町内の農産物直売所(夢広場、道の駅奥津温泉、みずの郷奥津湖、なごみ茶屋)、振興センター、公民館、こども園・保育園・幼稚園、小学校・中学校に配布、掲示を行った。 ・食育・地産地消推進ファイルの作成 こども園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、栄養委員会、愛育委員会、産業まつり、健康づくりフェスティバル等で配布した。	・視覚からの普及啓発を行ったが、アンケート結果では食育に関心のある人の割合は平成24年度71.0%と比べて3.2%減少し平成29年度は67.8%であり、食育・地産地消の理解向上につながらなかった。 ・中学生や若い世代にはイラストが好評であり、ファイルを使用するとの意見が多く聞かれた。
		2) 健康づくりに関するイベント等での啓発 【平成27年度】 手づくり大型食育絵本、食育ぬり絵、豆運びゲーム・シガーフライター、米粉蒸しパンの試食 【平成28年度】 手づくり食育紙しばい、食育ぬりえ、野菜たっぷりのレシピ試食、地産地消推進コーナー 【平成29年度】 「野菜を350g食べましょう」レシピ	各コーナーにおいて、幅広い世代に体験学習や展示を通じて、健康づくりや食生活改善の大切さをPRできた。 イベントを関係機関と協働で実施することができ、今後も引き続き協力して普及啓発していくことが必要である。 また、実施内容を見直し、充実したものに工夫も課題である。

<p>手づくり食育紙しばい 「モモちゃんとケンちゃんの野菜探検」</p> 	<p>の配布、ブロッコリースプラウト種子の配布 【平成30年度】 「野菜を350g食べましょう」レシピの配布</p> <p>3)鏡野町カレンダーに毎年6月を鏡野町の「食育・地産地消月間」、毎月19日を鏡野町の「食育・地産地消の日」を掲載</p>	<p>毎日見るカレンダーに掲載し、きっかけづくりを行ったが、掲載内容の充実を図る必要がある。</p>
<p>②町民主体の食育・地産地消推進運動の促進</p>	<p>栄養委員 地域の食育活動を牽引する推進リーダーの育成強化のため、栄養委員会において栄養教室・研修会を実施 栄養のバランス、運動の必要性、歯の健康など、食と健康に関する知識を幅広く学んだ。 また、各地区において栄養委員活動として、地域の方々に回覧や伝達講習会等を実施した。</p>	<p>学んだことを自分自身や家族の健康づくりに役立てたい等の感想が多く、伝達普及するための方法について具体的な提案が必要である。</p>
<p>③食育・地産地消に関する情報発信</p>	<p>一般町民 広報紙等を活用した広報活動 旬の食材を使用した簡単にできるレシピ等を掲載した。</p>	<p>掲載内容を、より実践しやすい内容にし、食育と地産地消への関心を高められるような、情報発信をしていく必要がある。</p>
<p>④食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査及び情報提供</p>	<p>小学校 6年生 中学校 3年生</p> <p>栄養委員</p> <p>1)食生活アンケートの実施 ※全国学力・学習状況調査</p> <p>2)食品衛生に関する知識の普及と食品の衛生的な取扱いの啓発 栄養委員会栄養教室において、手洗いの効果を体験学習した。</p>	<p>食生活を調査し現状を把握することで、食生活の見直しにつながるよう朝食の重要性やバランスの良い食事の摂取など具体的に啓発を行い、タイミングのよい指導を行っていく必要がある。 また、家庭に踏み込んでの食指導は難しいが、学校の食育内容を家庭に伝える等の工夫をしてPTAとの連携を図る必要がある。</p> <p>継続した情報提供を実施していくことが必要である。</p>

2 豊かな食文化と元気な農林水産業に根ざした食育の推進

施策	対象者	実施内容	評価
<p>①農林水産業体験の推進</p>	<p>一般町民 その他</p>	<p>1)幅広い年代の方が農作業や生産物加工を体験できる場の提供</p> <p>2)グリーンツーリズム実践者間の連携を推進し、農林水産業の体験学習や農家民泊を支援 かがみのツーリズム研究会を中心に各種収穫ツアーを実施し、都会からの参加者に町の文化や自然の体験を提供した。</p>	<p>耕心館等の体験施設はあるが、観光目的の町外からの利用者が中心であり、農地や加工場を持たない町民の利用できる施設や制度の整備が必要である。 今後ツアーの種類を増やし、参加者の選択肢の拡充を図るなど、さらなる魅力あるツアーの提供が求められる。</p>



②食に対する理解の促進

- ・1日350gの野菜摂取の普及啓発
- ・地場産物(旬の食材)の消費拡大



例)



③食文化の活用や継承のための取り組み

		<p>3) 農林水産物や地域の文化などを生かした体験型メニューの充実 かがみのツーリズム研究会を中心に体験型のツアーを実施し、参加者に地産地消に対する意識の向上を図った。</p> <p>4) 食農教育など自主的な活動の支援 児童、生徒に対してバケツ圃場や収穫体験など食農教育を行い、生産者や農林水産団体などによる自主的活動を支援した。</p>	<p>今後ツアーメニューの増加を行い、さらなる魅力あるツアーの提供を行う。</p> <p>バケツ稲づくりは、バケツの中に小さな田んぼを作り、種もみから稲を育て、お米を収穫し、毎日食べているごはんが、どうやってできるのか体験できる場となっている。</p> <p>また、天候不順から稲づくりの難しさを体験したり、栽培を通して、食の大切さを学ぶことができた。</p> <p>今後も引き続き、実体験ができるように取り組む必要がある。</p>
	生産者 児童・生徒	<p>1) 地元食材を活用した学校給食実施への支援 地元生産者から旬の野菜を提供してもら回数を増やし、学校給食に使用した。</p>	<p>「学校給食栄養報告」文部科学省(平成29年度)では、国26.9%に対して町59.0%と国の2倍となっており、調査期間における活用率は高くなっている。しかし、地元での生産は天候等に左右され、常時大量の食材を揃えることが困難である。</p>
	一般町民	<p>2) 農林水産業まつりや朝市の開催情報のPR 生産者と消費者の顔が見える関係づくりコーナーなどで旬の食材や店舗の情報の提供を行った。</p> <p>3) 旬の食材や料理、地場産物が見える・味わえる店舗の紹介 ホームページ「かがみの旅とくらし」、CATVの番組で紹介を行った。</p> <p>4) 食育・地産地消推進レシピの作成 町内の農産物直売所(夢広場、道の駅奥津温泉)等に配布を行った。</p>	<p>毎年行われる産業まつりの開催を広報紙、CATV、チラシ作成などによりPRし、多くの来場者を得ることができている。会場での生産者と消費者のふれあいを通じて互いの食を通じた関係をつなぐことに寄与している。</p> <p>現存する店舗の紹介をさらに進めるとともに、感心のある事業主から賛同を得て鏡野の地元料理、地元材料を扱う店舗の普及拡大を図ることが必要である。</p> <p>レシピを手に取り持ち帰る方も多いため実践しやすい内容やレシピを充実させ、食の情報発信をしていく必要がある。</p>
	生産者 児童・生徒	<p>1) 学校給食において、郷土料理や伝統料理などの伝統的な食文化を継承した献立の促進 伝統的行事食の提供・紹介、バイキングやリクエスト献立を行った。</p>	<p>伝統的な家庭料理を作らない家庭も増えているため、地域の伝統や行事、食べることの重要性を伝えるためには、継続して実施することが必要である。</p>
	栄養委員	<p>2) 地域の食文化を継承する料理教室の開催 栄養委員会において、地域の食文化について学び、各地区において地域の方々に回覧や伝達講習会等を実施した。</p>	<p>継続した情報提供を実施していくことが必要である。</p>

3 家庭、学校・保育園などにおける子どもの成長に応じた食育の推進

施策	対象者	実施内容	評価
①家庭における望ましい食習慣の定着	乳幼児 保護者	<p>1)乳幼児期からの食育の重要性について保護者への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査 わかりやすく伝えるためポイントをまとめた町独自のものを作成し、相談を行った。 ・離乳食教室 調理実習、試食を通じて、離乳食を作る際のアドバイス等を行った。 ・育児相談(たまひよ広場) 1歳までの乳児を対象に月に1度育児相談を行った。 ・2歳児歯っぴー教室 個別栄養相談、試食を実施し、噛むことの重要性を啓発した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査は多くの保護者にとって、離乳食についての最初の情報提供の場になっている。 偏食、小食、栄養のバランス、食欲のムラなどについての相談が多い。 また、離乳食から幼児食への移行がスムーズに行えていない場合が多く、情報提供が必要である。 ・離乳食に関して同じ悩みをもつ保護者も多く、参加者同士で情報交換も行う場になっている。参加していない対象者にも参加してもらえるよう声をかけていくことが必要である。 ・離乳食・幼児食は、子どもの個性によって進み具合も違い、不安や悩みを持つ保護者も少なくないため、食事を通して子どもとの関わりに自信がもてるように支援していくことが必要である。 ・参加していない対象者にも参加してもらえるよう、色々な場面で声をかけていくことが必要である。
②学校における指導体制などの充実	 児童・生徒	<p>1)学校給食(小学校・中学校)の食器を使った食育・地産地消のPR</p> <p>学校給食で使用する食器にイラストを入れた。</p>	<p>あらゆる機会を利用した普及啓発が必要であり、関係機関との一層の連携が必要である。</p>
	 児童・生徒 保護者	<p>2)「食に関する指導に係る全体計画・年間計画」に基づいた指導の充実</p> <p>給食の時間、特別活動、各教科、総合的な学習時間に指導を行った。</p>	<p>計画を策定したことで、教育活動における食育の意義や役割、目的が明らかになった。</p> <p>小学校は各学年各クラス年1回食に関する授業を行っているが、中学校では、授業時間の確保と調整が必要であり、難しい。そのため家庭科や保健などで授業を行うことができるような連携や調整が必要である。</p>
	 児童・生徒	<p>3)指導の充実</p> <p>栄養教諭、学校栄養職員及び担任が給食の献立を活用しながら、給食時間に栄養や食材・マナーについて指導を行った。</p> <p>また、教科や特別活動において指導の充実を図った。</p>	<p>栄養教諭、学校栄養職員が児童、生徒の近くで指導することが難しく(特に給食時間)、学級担任や養護教諭等の協力が必要である。</p> <p>また、マナーなどについて気になる児童、生徒がいた場合は、個別での対応も引き続き行っていく。</p> <p>授業前に行っている、普段の給食の様子で気になっていること(マナー、好き嫌いや食べ残しなど)についての聞き取りは今後も実施し指導に反映させていく。</p>

③保育園などにおける取り組みの推進	園児	<p>1)給食を実施し、栄養バランスのよい食事の提供、発達段階やアレルギーに応じた食事内容の配慮 給食内容については、個々の子どもの状態を考えながらバランスのよい献立を作成している。</p>	<p>より計画的な指導が必要である。 給食を食べることで偏食がなくなり、何でも食べることができる子どもが増えた。 温かいもの、季節の食材を活用した献立に配慮すると共にアレルギーに応じた食事の配慮は、今後も引き続き行う必要がある。</p>
		<p>2)教材を活用した学び 絵本、紙しばい、人形、壁新聞、DVD等の活用し、園児に対しての指導を実施した。</p>	<p>生活や遊びに教材をあわせ、より具体的な体験を広げ、食に対する興味や関心が深まるように取り組む必要がある。</p>
		<p>3)野菜の栽培・収穫</p>	<p>野菜の栽培を通して食物にも命があることを知り、感謝の気持ちを継続的に伝えることが大切である。 栽培は、園だけで実施するのは難しく、地域の方々の協力を得ると有効であり、交流につながる。 今後も引き続き、実体験ができるように取り組む必要がある。</p>
	園児 保護者	<p>4)お弁当の日の実施</p>	<p>弁当の日を設けたことにより、親子の愛着関係のきっかけづくりとなったが、弁当は好きなものを入れがちになるため、給食だよりを通してバランスのよい弁当作りの必要性を今後も伝えていく。</p>
		<p>5)給食献立表の配布 1ヶ月間の給食の予定献立を毎月家庭に配布している。</p>	<p>配布された各園共通の献立表は冷蔵庫やリビングに掲示したり、家庭でのメニューの参考にしてしている方も多い。 バランスの良い献立を作成し、より多くの方に参考にしてもらえるよう今後も継続していく。</p>
		<p>6)給食だよりの配布 栄養指導、衛生指導、生活指導、レシピ紹介等を行った。</p>	<p>保護者へ食に関する情報を発信し、意識向上に今後も努めていく。</p>
		<p>7)行事食の実施 伝統的な行事の時、行事食を取り入れ食文化の伝承に取り組んだ。</p>	<p>食べるだけでなく、絵本や遊び等を通して行事食の由来や意味を伝え興味が持てるように働きかけが重要であり、家庭で伝統食をとることが少なくなっているため家庭への呼びかけが必要である。 また、保護者や地域を巻き込みより一層つながりを広げて、楽しい食の経験を実践することも必要である。</p>
		<p>8)クッキングの実施 主に収穫したものを使って簡単な料理体験を行った。</p>	<p>食への関心をもつ子どもが増えるためには、今後も引き続き、自分で調理したり、調理の場を見ることなど実体験ができるように取り組む必要がある。</p>

4 地域における食生活の改善に向けた取り組みの推進

施策	対象者	実施内容	評価
①食生活改善活動の推進	一般町民 栄養委員	栄養委員の栄養改善普及事業の活動・伝達活動の実施 各地区で栄養委員が主体となって取り組み、栄養教室等で学んだこと等を地域の方に普及啓発した。	地域で実施する各種事業を通じて、今後も継続して栄養の正しい知識や生活習慣病予防等を普及啓発していくことが大切である。
②食育に関する知識を有する人材の育成	栄養委員	地域の食育活動を牽引する推進リーダーの育成強化のため、栄養委員会において栄養教室・研修会を実施	学んだことを自分自身や家族の健康づくりに役立てたい等の感想が多く、伝達普及するための方法について具体的な提案が必要である。また、生活習慣を変えることは難しいことなので、継続して取り組むことが必要である。

5 地場産物の積極的な販売・利用の推進

施策	実施内容	評価
①直売所や量販店などの販売拠点づくりの推進	1)既存施設の拡充、鏡野町ホームページを活用した直売所のPR 出荷保存用の大型冷蔵庫の整備を行い安定供給に努めた。 また、PRについては、CATVと岡山県のカレンダーサイトを使って行った。	今後は顧客のニーズに合わせた出荷者の育成が必要である。町ホームページについては、イベント紹介などは行ったが、施設側ホームページ更新頻度が低く十分な活用ができていない。今後、サイトのリニューアル等を促しリアルタイムの情報提供やイベントPRに活用を行いたい。
	2)量販店地場産物直売コーナーの拡充 量販店に設置した直売コーナーに、毎日直販施設より出品を行っている。	人気商品は、即完売、または追補充といった状況があるが、出品できる生産者が限られるため商品のバリエーションに不足が感じられる。より多くの生産者が出荷を行うように促すPRが必要である。
②学校給食における地場産物の利用促進	地場産物安定供給のための支援 各地区の生産組合等へ出荷依頼を行い、地場産の農産物利用に努めた。	通年での仕入れは、作目や出荷量などの問題もあり現状では難しいが、今後量産可能な生産者の育成や様々な生産物が得られるように組織の増加への支援が必要である。
③各種施設・産業などにおける地場産物の利用促進	「地産地消こだわり料理の店」への登録推進、登録店のPR	実際に地元産作物を利用した品を提供している店が、どの程度存在しているかなどの把握ができておらず、また登録基準の設定など未定であるため登録には至っていない。今後、登録予定店のリサーチやPRなどを進められる準備が必要である。
④地場産物を有効活用した食品加工品の開発・販売促進	産地と食品産業との連携体制構築に向けた取り組みの支援 自立農家組織等の営農団体や商工会との6次化推進を共同で進めている。	今後、具体的計画など各団体の取り組みについて検討して行く予定である。また、食品事業者と農家の契約栽培など地元産物の販路拡大なども今後の課題としている。
⑤消費者や実需者のニーズを的確に捉えた効率的な生産の推進	地元の有利性を生かした安全・安心な地場産物の提供 産地直売所の施設整備、支援を通じて、地場産の新鮮な青果や手作り製品の提供を行えるように努めた。	鏡野産であることで、消費者に新鮮で安心・安全を認識してもらい、生産者には、それに誇りをもってもらえるようにPRや支援を続ける必要がある。
⑥品目別の消費拡大の推進	青果物・茸類の消費拡大 産直イベントやアンテナショップを通じて町内産の青果を紹介して販路拡大に努めた。	茸類について原木なめこやキクラゲといった特産物のPRを町内外に向け行っている。地元産の良さを浸透させ定着する様なPRを行うことが課題となっている。

2 鏡野町食に関するアンケート結果等からわかる食をめぐる現状

■ 鏡野町食に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の目的

鏡野町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、食育の推進と地産地消の促進が必要であり、食に関するアンケート調査を実施し、住民の食育に対する実態や要望を把握し、総合的・計画的に施策を進めていく基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査項目

- ①日頃の食生活について
- ②町の農産物について
- ③食育について
- ④地産地消について
- ⑤その他

(3) 調査設計

- ①調査地域 鏡野町全域
- ②調査対象 15歳以上の男女
- ③標本数 全2,000人

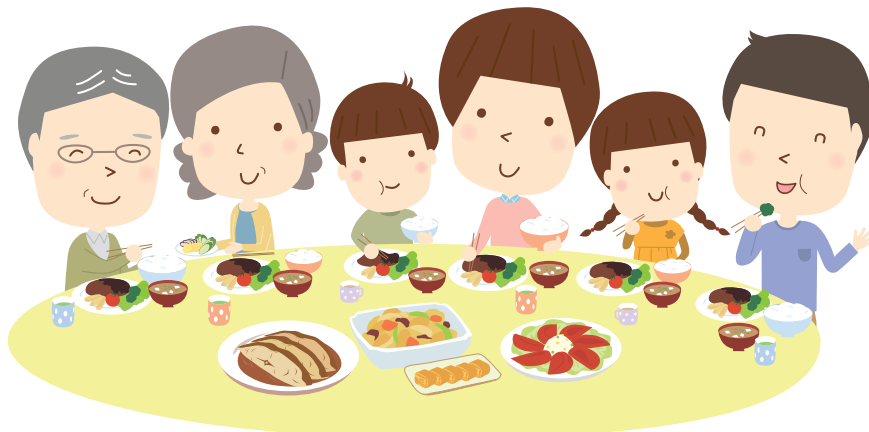
	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～
男性	52人	90人	122人	131人	117人	205人	135人	112人
女性	43人	87人	114人	118人	120人	195人	140人	219人

- ④抽出方法 平成29年8月31日現在、住民基本台帳より無作為抽出
- ⑤調査方法 栄養委員に依頼、一部郵送配布、返信用封筒で郵送回収
- ⑥調査期間 平成29年11月～12月
- ⑦調査機関 鏡野町役場 保健福祉課 保健指導推進センター

(4) 回収結果

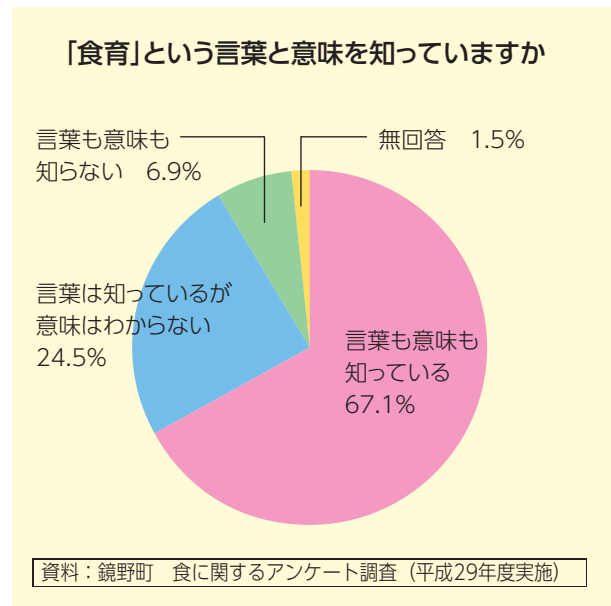
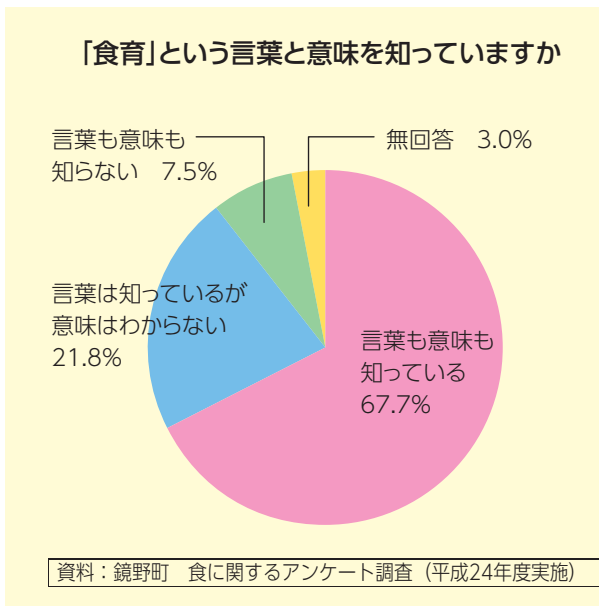
- ①有効回収数(率) 986人(49.3%)
- ②性・年齢別回収結果

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	無回答	合計
男性	20人	26人	42人	43人	52人	113人	75人	39人	3人	413人
女性	19人	33人	60人	58人	65人	151人	89人	80人	2人	557人
無回答	1人	0人	0人	1人	1人	2人	1人	4人	6人	16人
合計	40人	59人	102人	102人	118人	266人	165人	123人	11人	986人



町民運動としての食育・地産地消の推進

(1)「食育」という言葉と意味を知っている人の割合

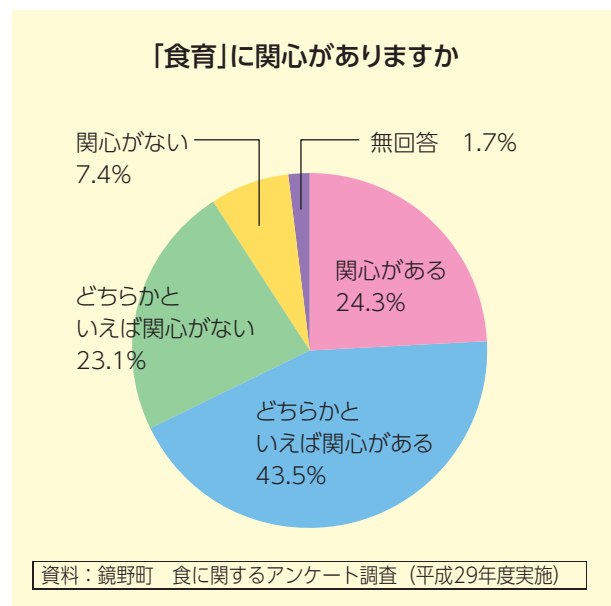
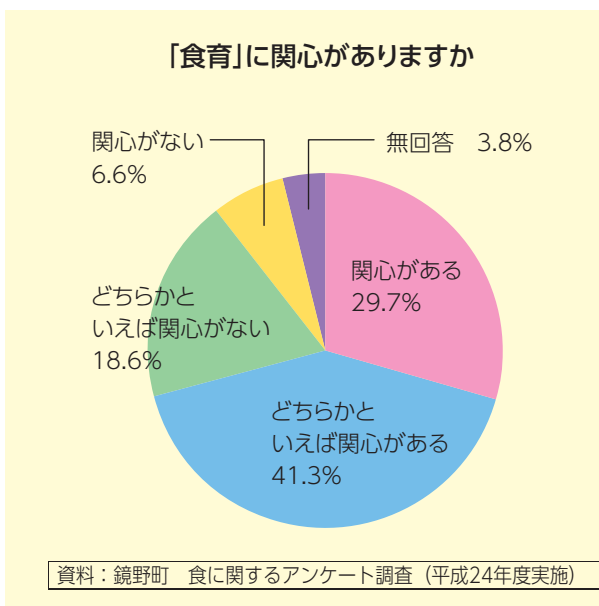


<食育とは>

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

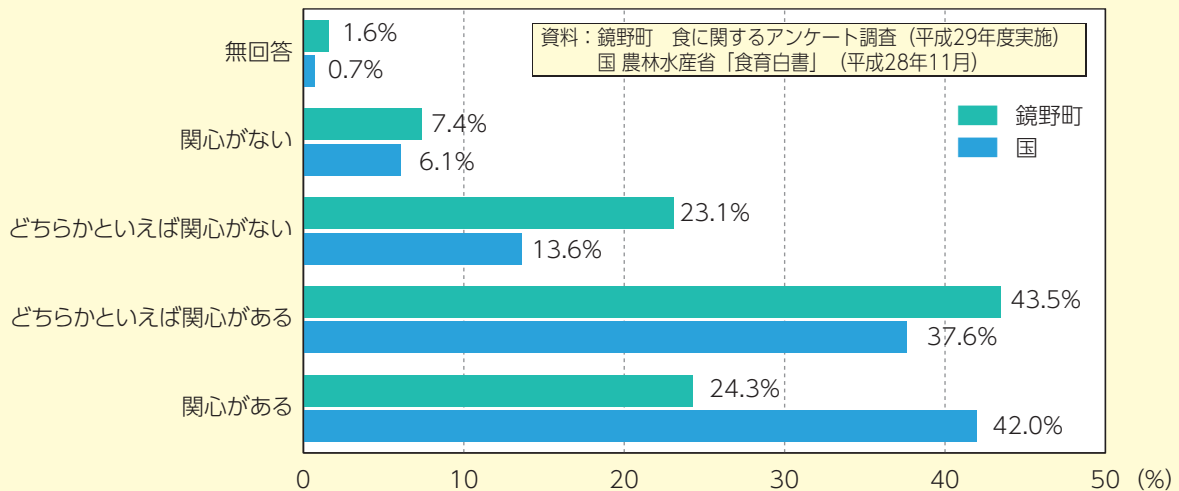
「食育」という言葉と意味を知っている人の割合は、平成24年度に比べて0.6%減少し、平成29年度は67.1%でした。

(2)「食育」に関心がある人の割合



「食育」に関心がある人の割合は、平成24年度に比べて3.2%減少し、平成29年度は67.8%でした。

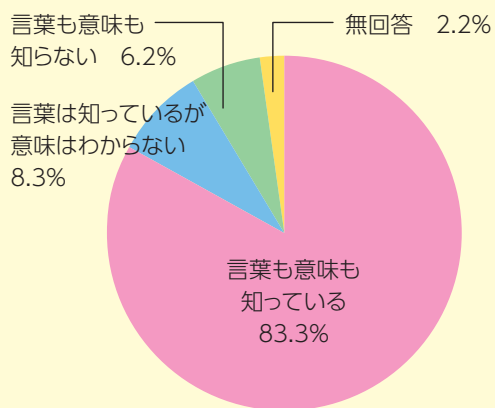
「食育」への関心度(国との比較)



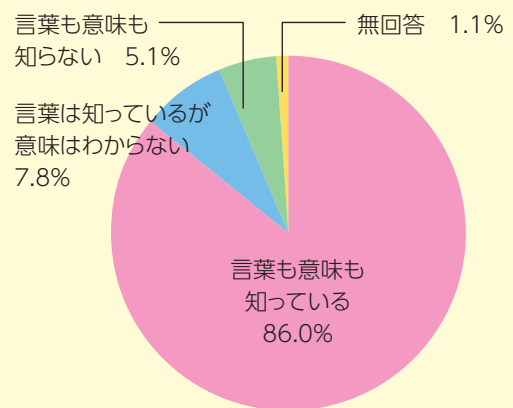
「食育」に関心がある人の割合を国と比較すると、国は42.0%、鏡野町は24.3%で鏡野町は17.7%食育の関心が低い状況にあります。

(3)「地産地消」という言葉と意味を知っているという人の割合

「地産地消」という言葉と意味を知っていますか



「地産地消」という言葉と意味を知っていますか

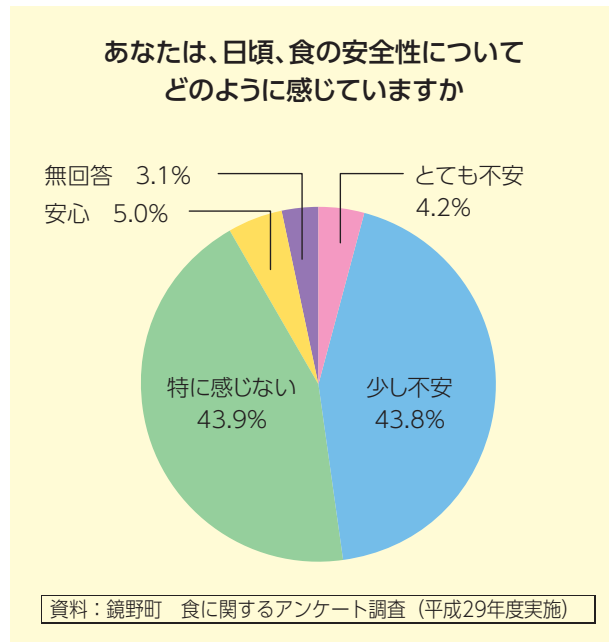
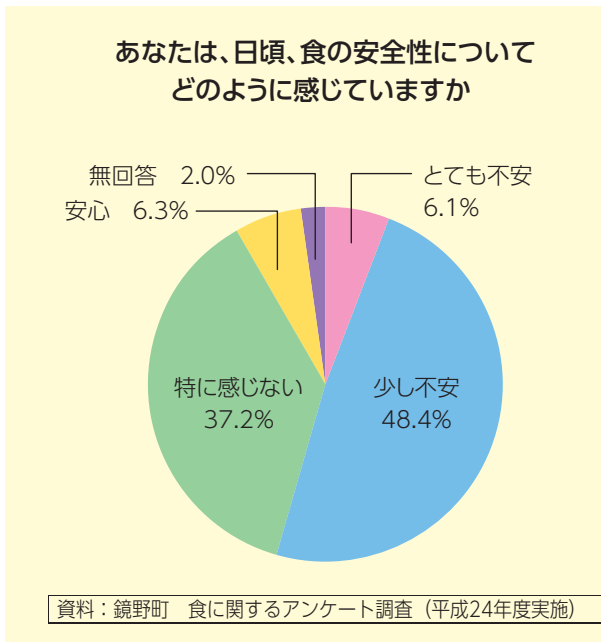


<地産地消>

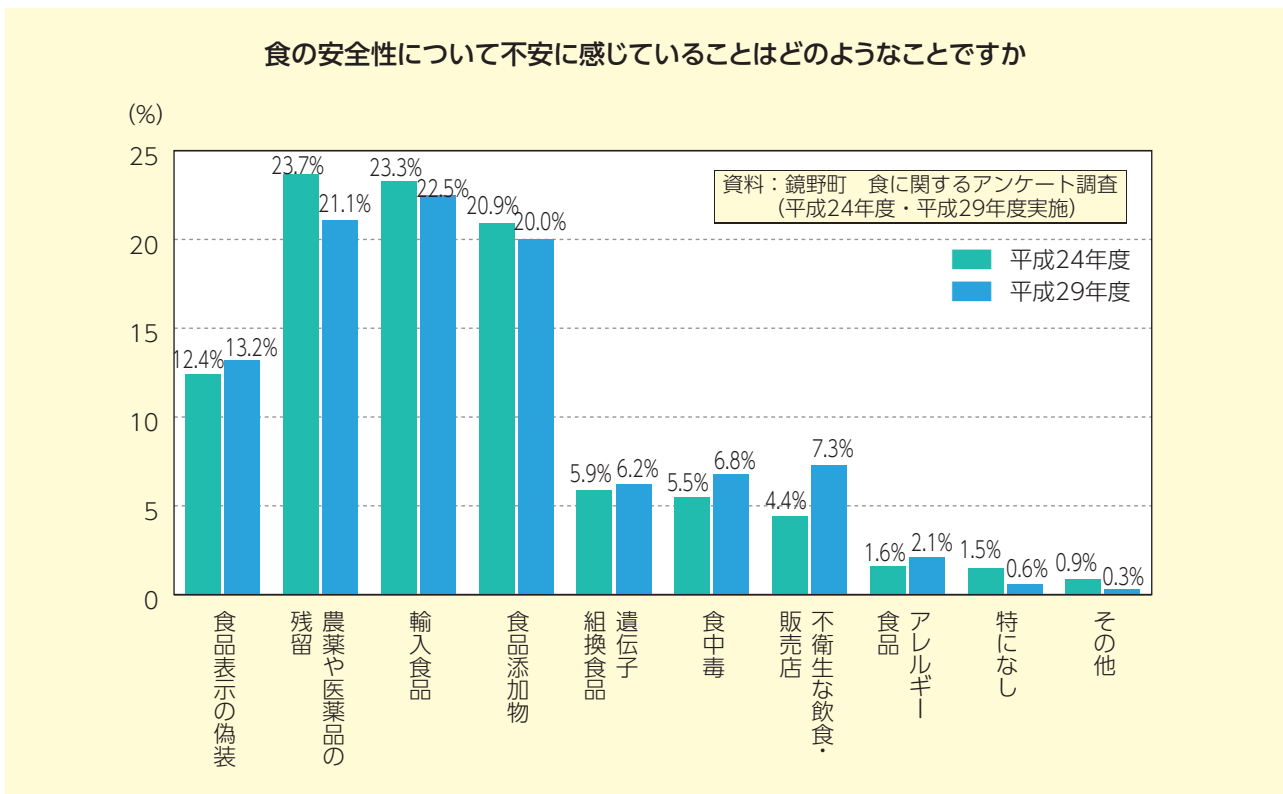
地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。

「地産地消」という言葉と意味を知っている人の割合は、平成24年度に比べて2.7%増加し、平成29年度は86.0%でした。

(4) 食の安全について不安を感じている人の割合



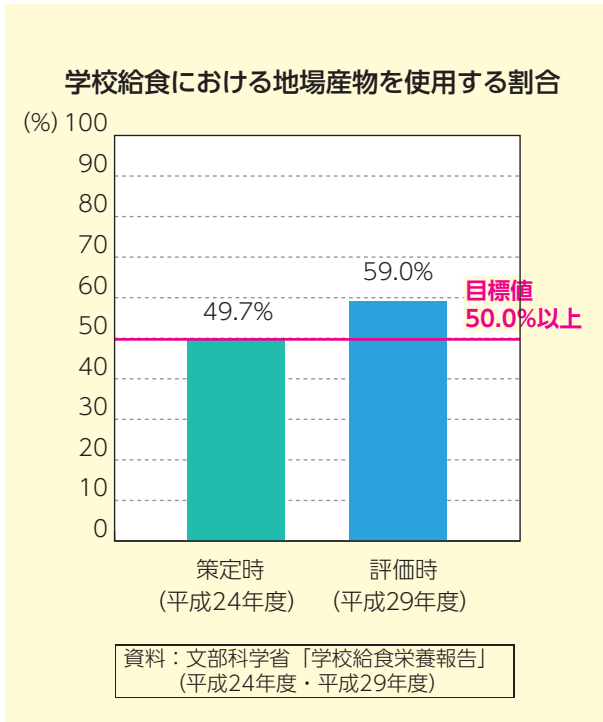
食の安全性について不安を感じている人の割合(とても不安、少し不安)は、平成24年度に比べて6.5%減少し、平成29年度は48.0%でした。



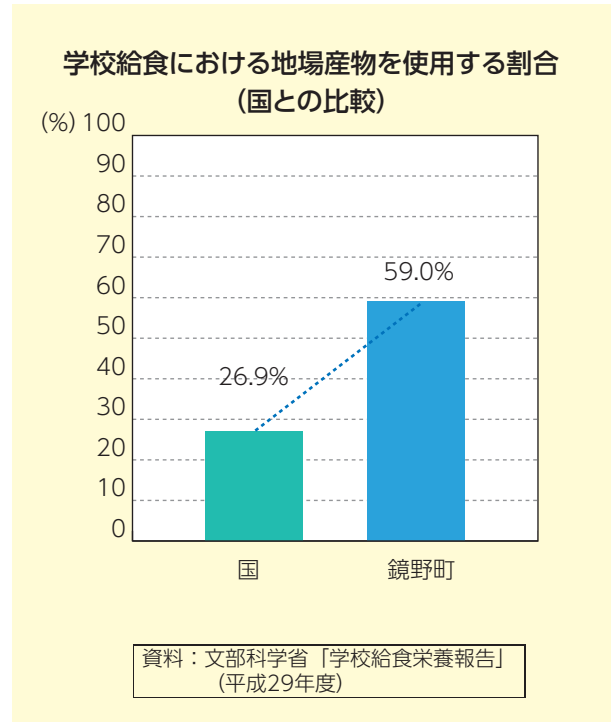
不安を感じている内容は農薬や医薬品の残留、輸入食品、食品添加物、食品表示の偽装の割合が多く前回の調査と大きく変化はありませんでした。

豊かな食文化と元気な農林水産業に根ざした食育の推進

(5) 学校給食の地場産物を使用する割合



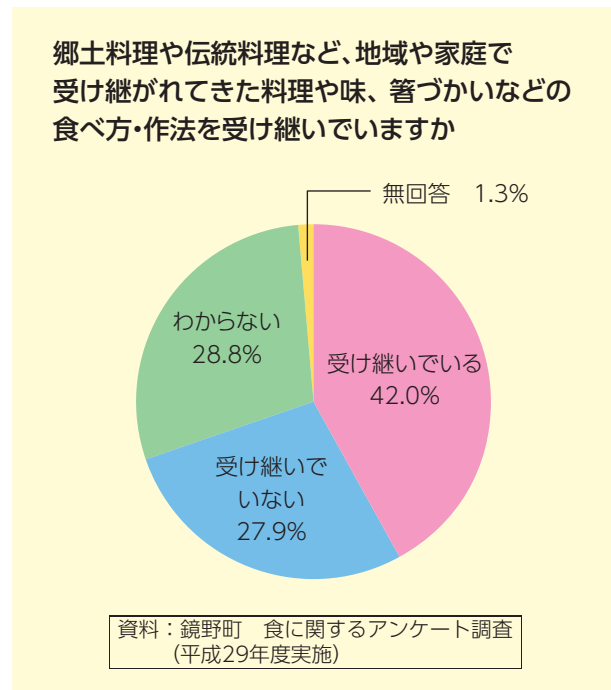
学校給食における地場産物を使用する割合は平成25年度と比べて9.3%増加し、平成29年度は59.0%でした。



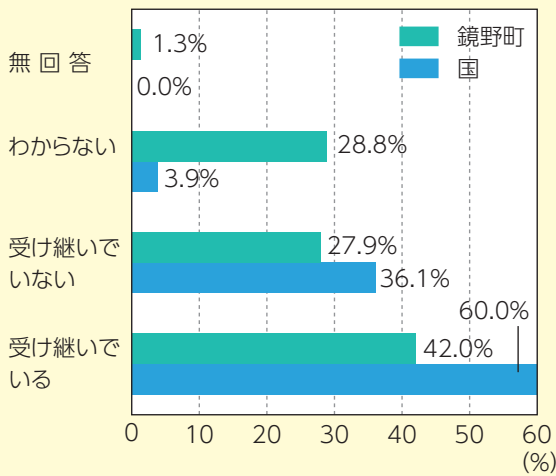
学校給食における地場産物を使用する割合を国と比較すると、国は26.9%、鏡野町は59.0%で鏡野町は31.1%高い状況にあります。

(6) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合 ※

※第2次鏡野町食育・地産地消推進計画より新たな数値目標として追加



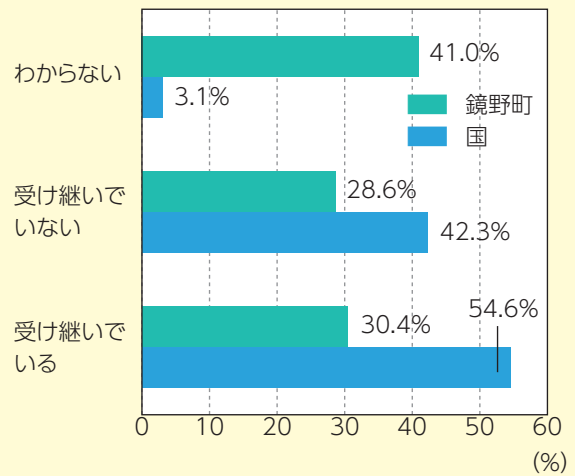
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を伝承している割合(国との比較)



資料：鏡野町 食に関するアンケート調査（平成29年度実施）
国 農林水産省「食育に関する意識調査」（平成28年度）

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を伝承している割合を国と比較すると、国は60.0%、鏡野町は42.0%で鏡野町は18.0%低い状況にあります。

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を伝承している若い世代(20~30歳)割合(国との比較)



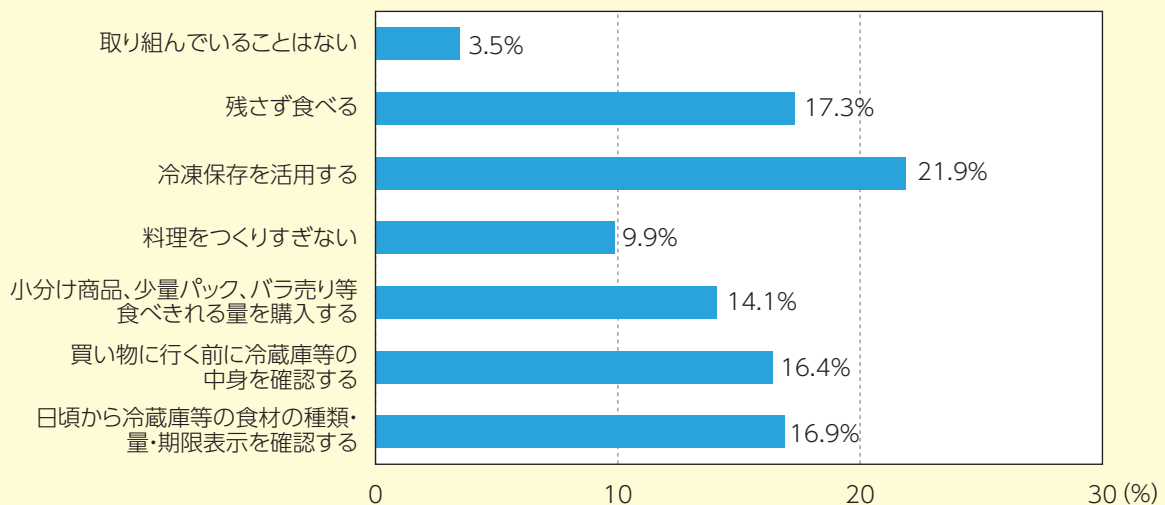
資料：鏡野町 食に関するアンケート調査（平成29年度実施）
国 農林水産省「食育白書」（平成28年11月）

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を伝承している若い世代(20~30歳)割合を国と比較すると、国は54.6%、鏡野町は30.4%で鏡野町は24.2%低い状況にあります。

(7)食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人の割合 ※

※第2次鏡野町食育・地産地消推進計画より新たな数値目標として追加

食品ロス(食べられるのに廃棄される食品)を軽減するために取り組んでいることがありますか



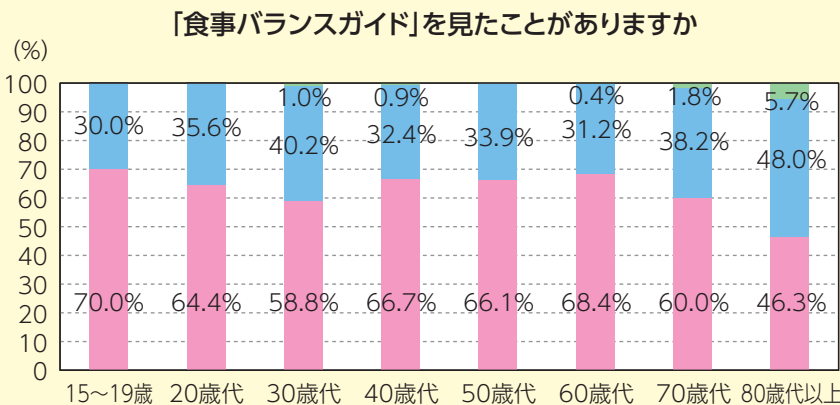
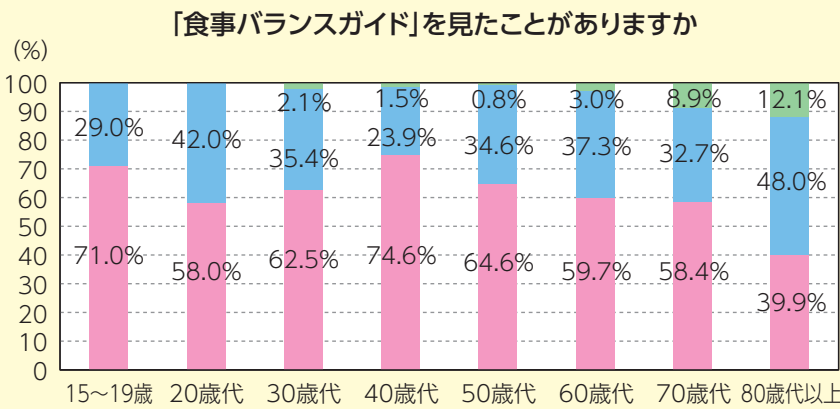
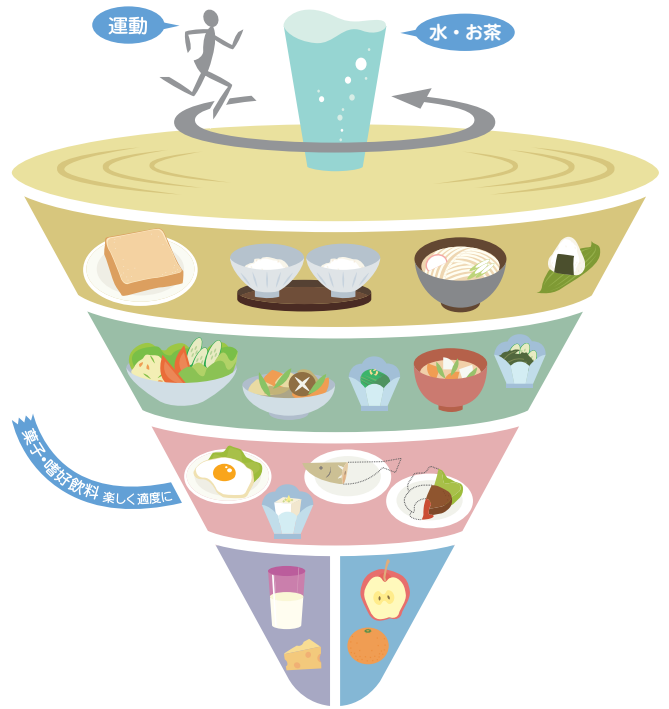
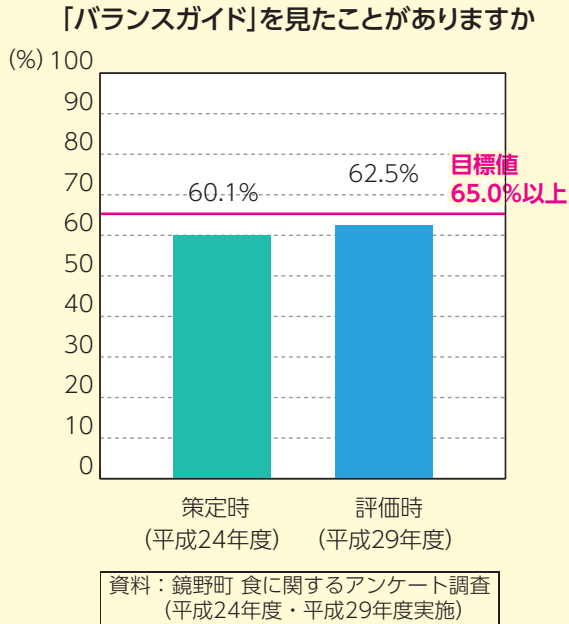
資料：鏡野町 食に関するアンケート調査（平成29年度実施）

冷凍保存を活用する(21.9%)、残さず食べる(17.3%)に取り組んで、食品ロスを軽減している割合が多くなっていました。

地域における食生活の改善に向けた取り組みの推進

食事バランスガイド

(8) 食事バランスガイドを知っている人の割合



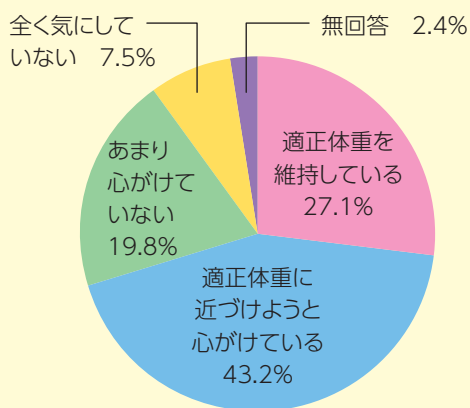
20歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳代は「食育バランスガイド」を知っている人の割合が増加しています。

(9) 適正体重を心がけている人の割合

① 適正体重を心がけている人の割合

※前計画と指数数値の算出方法が異なる指数
設問の文言を「自分の適正体重を保つように心がけていますか」から「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか」に変更

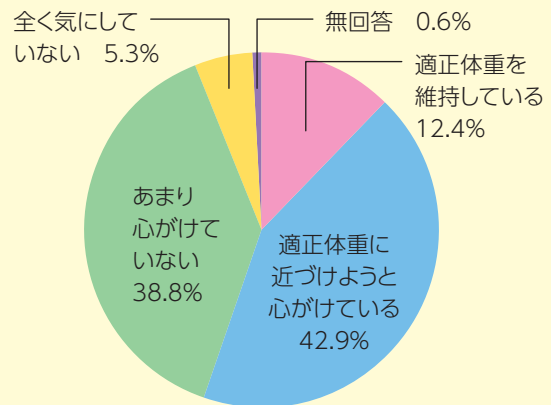
自分の適性体重を保つよう心がけていますか



資料：鏡野町 食に関するアンケート調査 (平成24年度実施)

② 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活の改善意欲のある人の割合

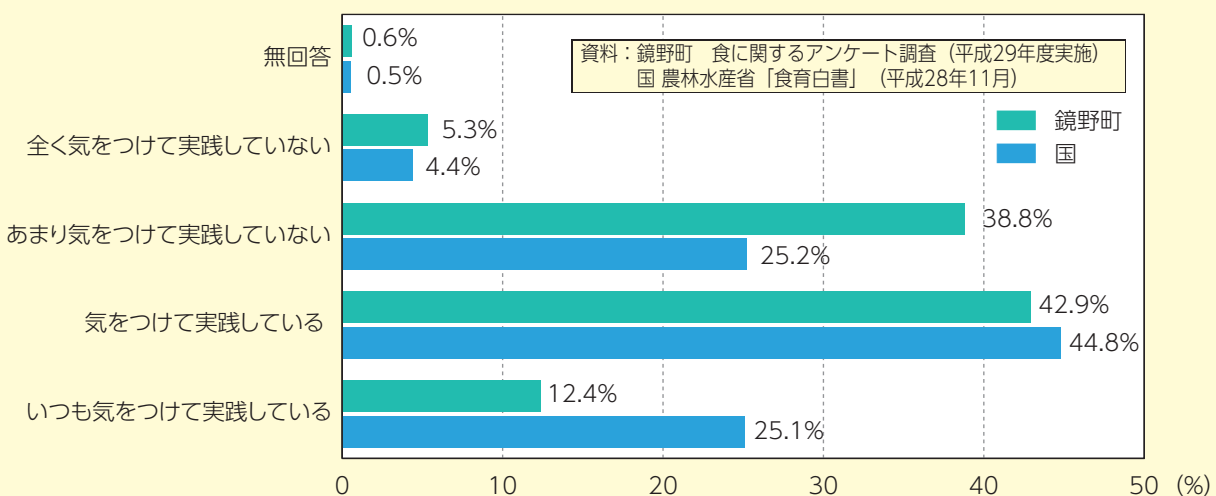
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活をしていますか



資料：鏡野町 食に関するアンケート調査 (平成29年度実施)

55.3%の人が生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活をしています。

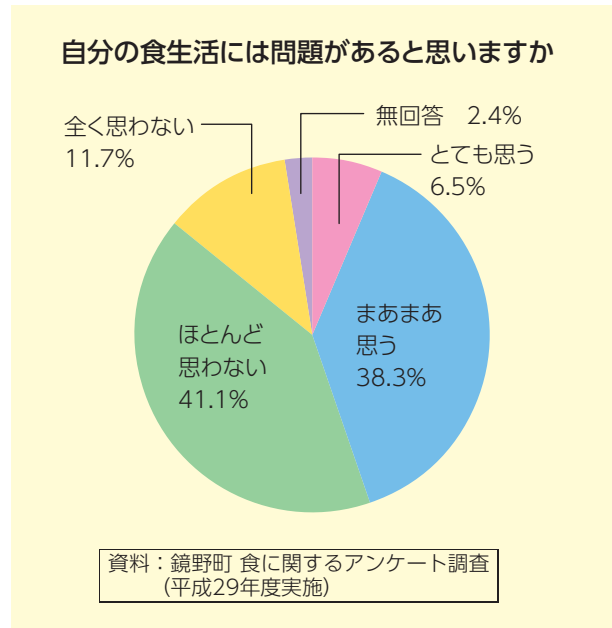
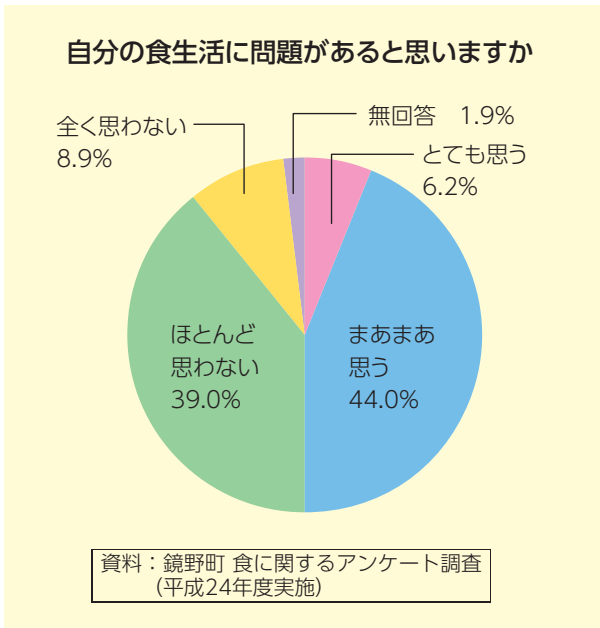
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践する者の割合(国との比較)



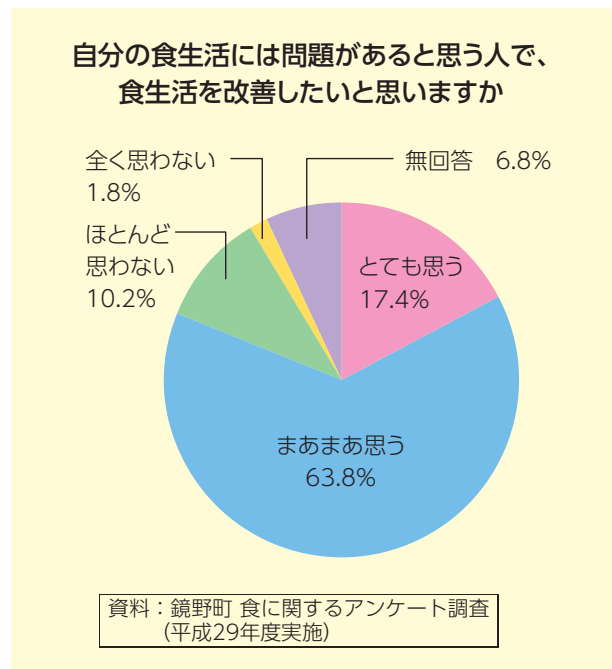
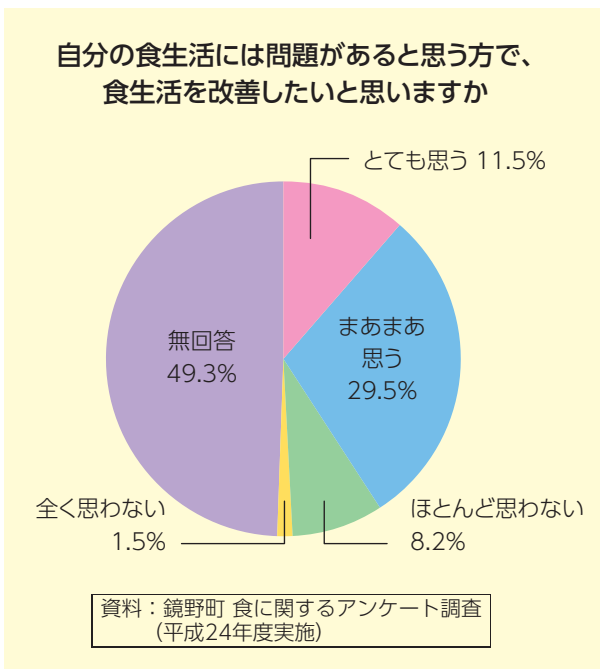
資料：鏡野町 食に関するアンケート調査 (平成29年度実施)
国 農林水産省「食育白書」(平成28年11月)

生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践する人の割合を国と比較すると、国は69.9%、鏡野町は55.3%で鏡野町は14.6%低い状況にあります。

(10)自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の割合

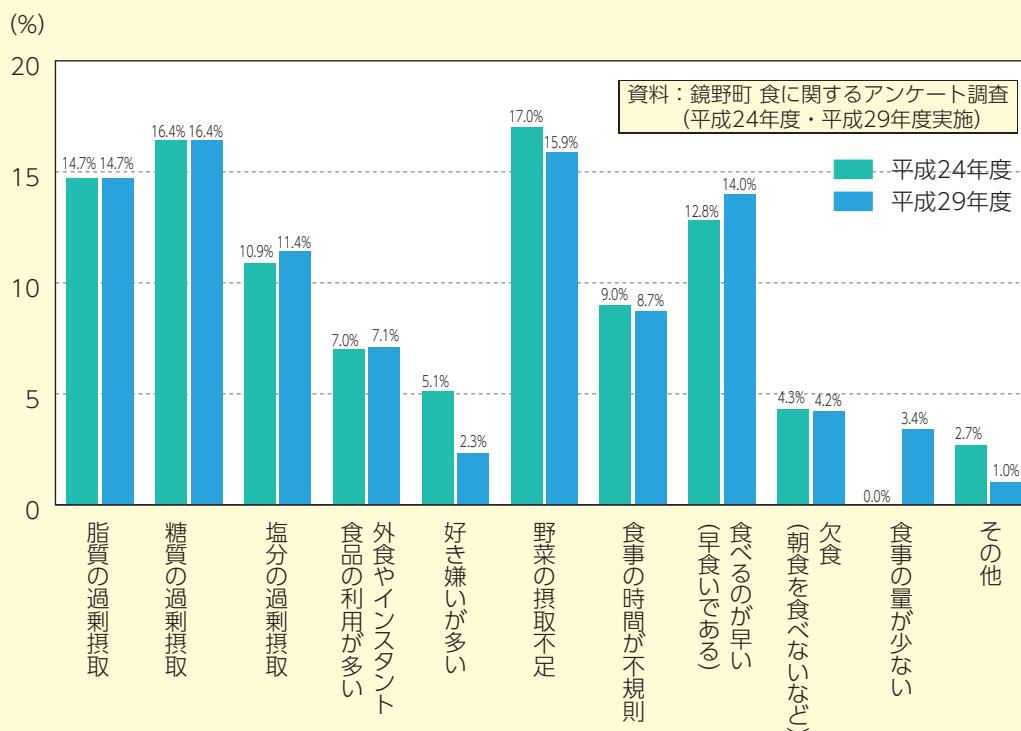


自分の食生活に問題があると思う人の割合は、平成24年度に比べて5.4%減少し、平成29年度は44.8%でした。



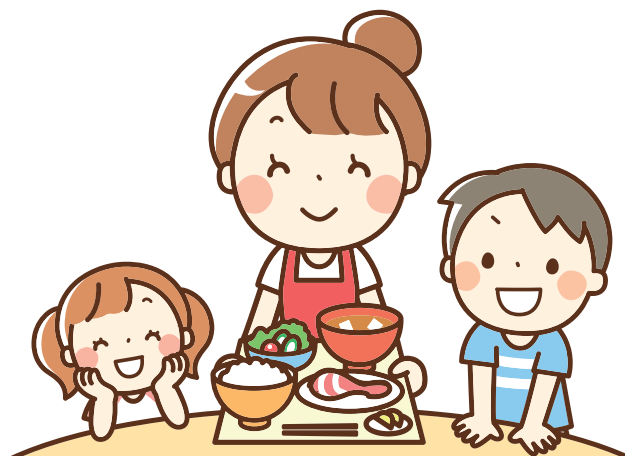
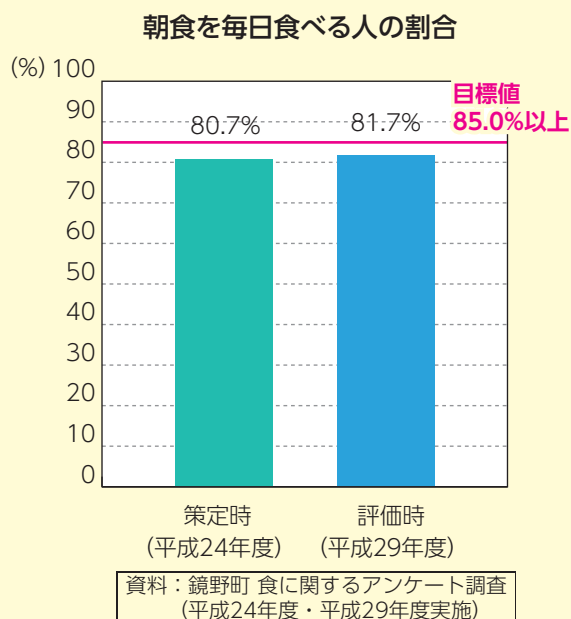
自分の食生活には問題があると思う人で食生活の改善意欲のある人の割合が、平成24年度に比べ40.2%増加し、平成29年度は81.2%でした。

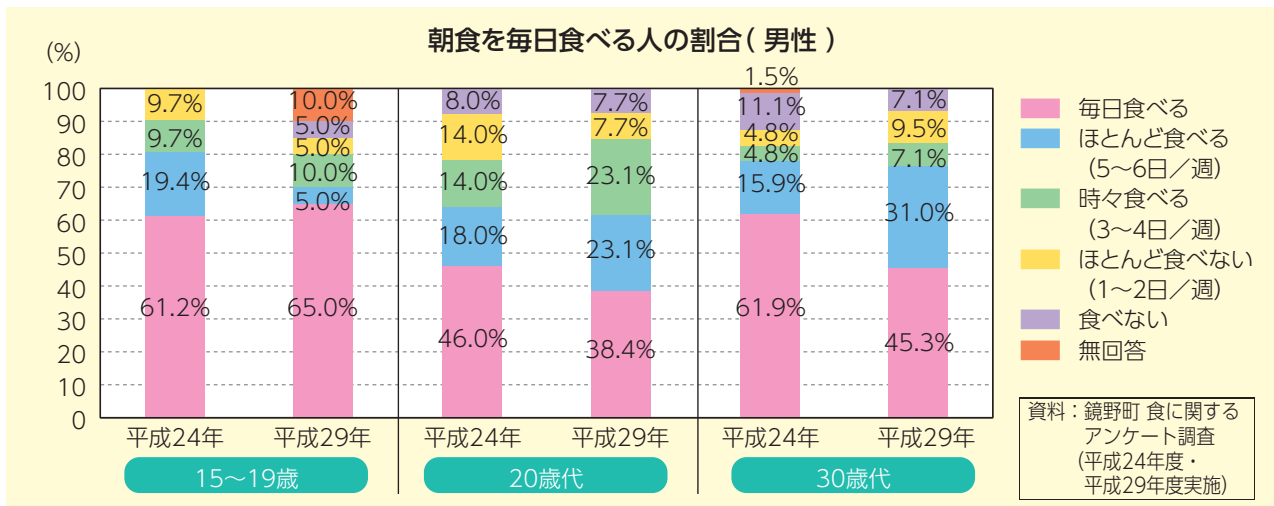
食生活に問題があると思うのは、どのような事ですか



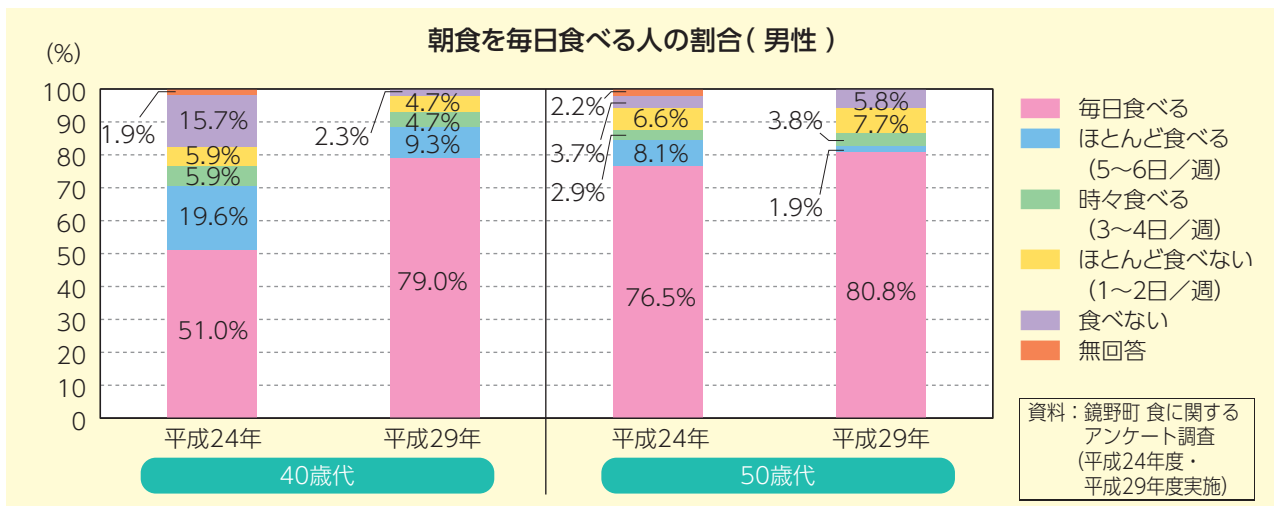
食生活に問題があると思う理由は、糖質・脂質・塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足、食べるのが早い(早食いである)が多く、前回の調査と大きく変化はありませんでした。

(11)朝食を毎日食べる人の割合

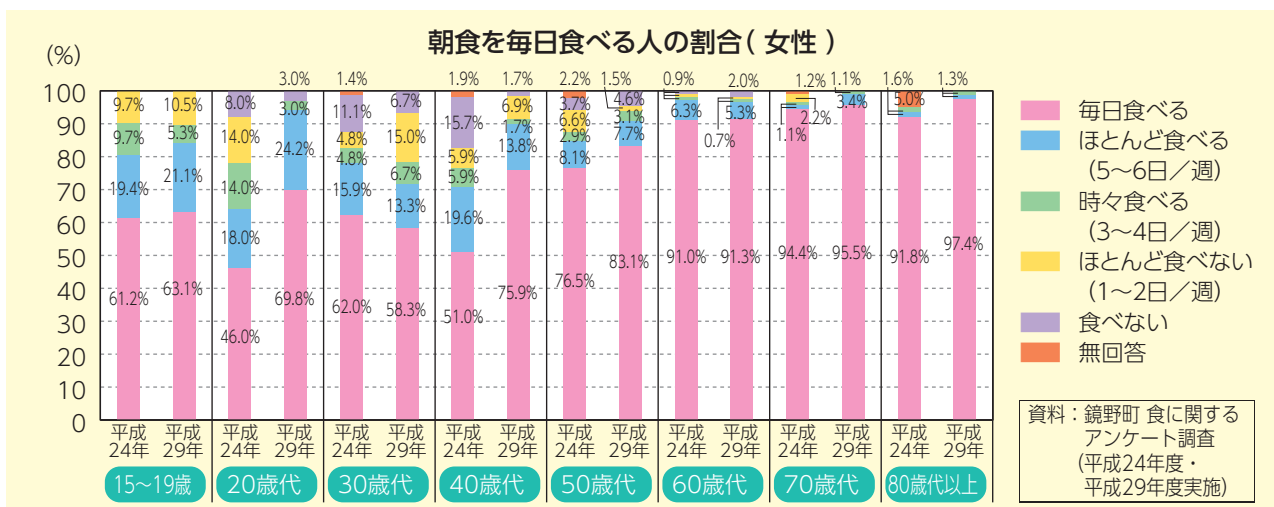




20歳代、30歳代の男性で朝食を毎日食べる人の割合が、前回の調査と比べ減少しています。また、15~19歳(青年期)の男性は6割しか、毎日朝食を食べていない状況があります。



前回の調査に比べ40歳代男性は28.0%増加し、平成29年度は79.0%、50歳代の男性は4.3%増加し、平成29年度は80.8%でした。

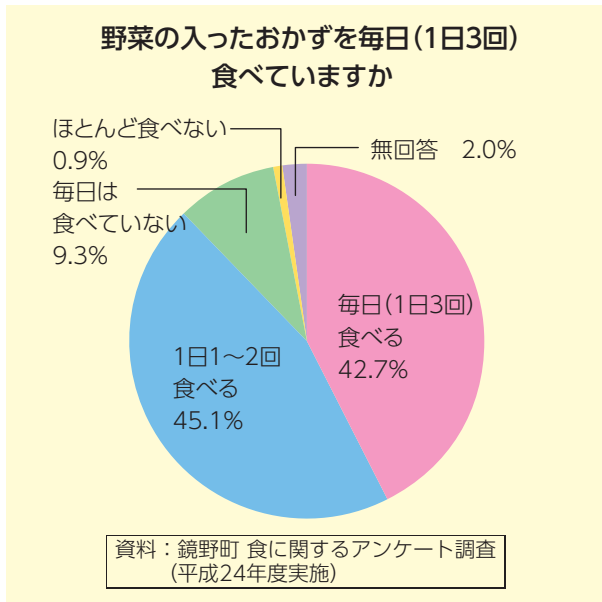


30歳代の女性で朝食を毎日食べる人の割合が、前回の調査と比べ減少しています。他の年代は増加しています。

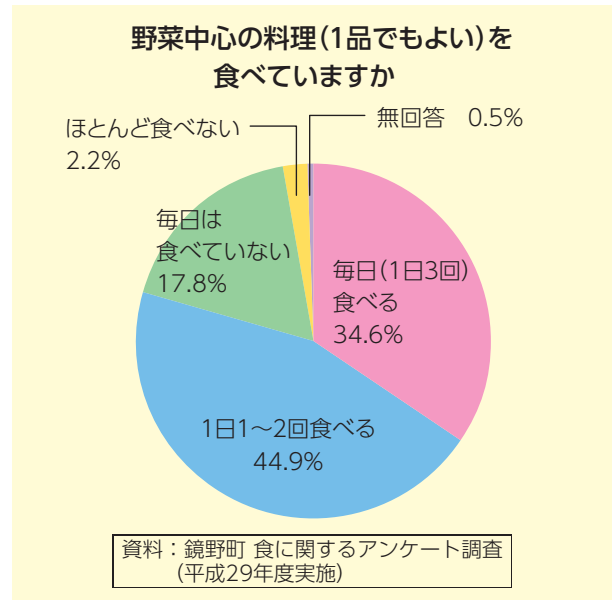
(12)野菜の入ったおかずを食べている人の割合

①野菜の入ったおかずを毎日(1日3回)食べていますか

※前計画と指数数値の算出方法が異なる指数
設問の文言を「野菜の入ったおかずを毎日(1日3回)食べていますか」から「野菜中心(1品でもよい)食べていますか」に変更



②野菜中心の料理(1品でもよい)を食べていますか

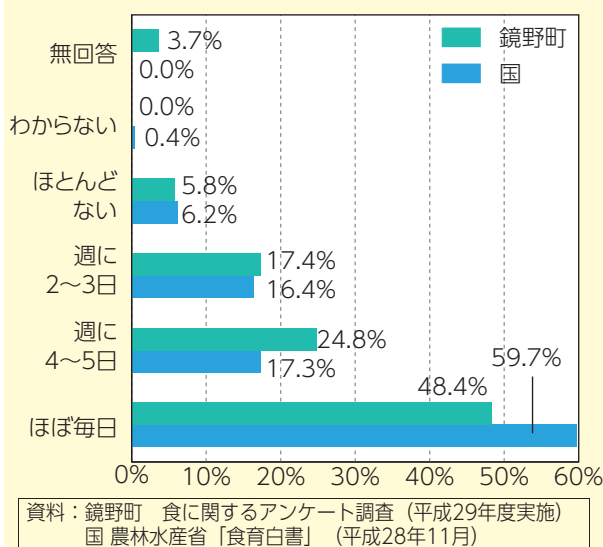


34.6%が毎日(1日3回)野菜中心の料理(1品でもよい)を食べています。

(13)主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている割合 ※

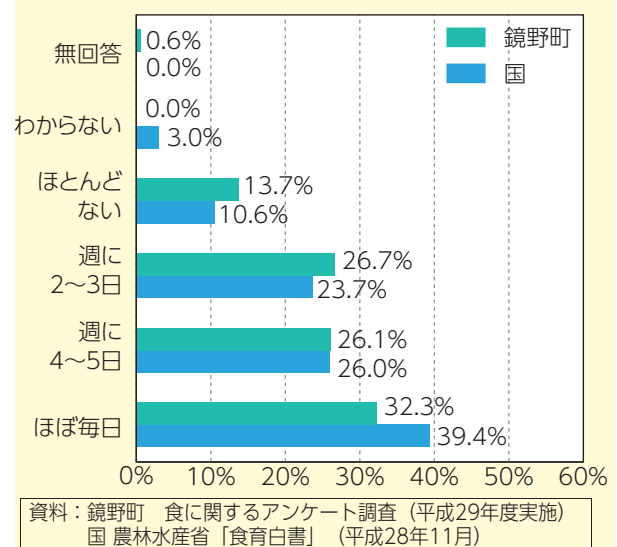
※第2次鏡野町食育・地産地消推進計画より新たな数値目標として追加

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている割合(国との比較)



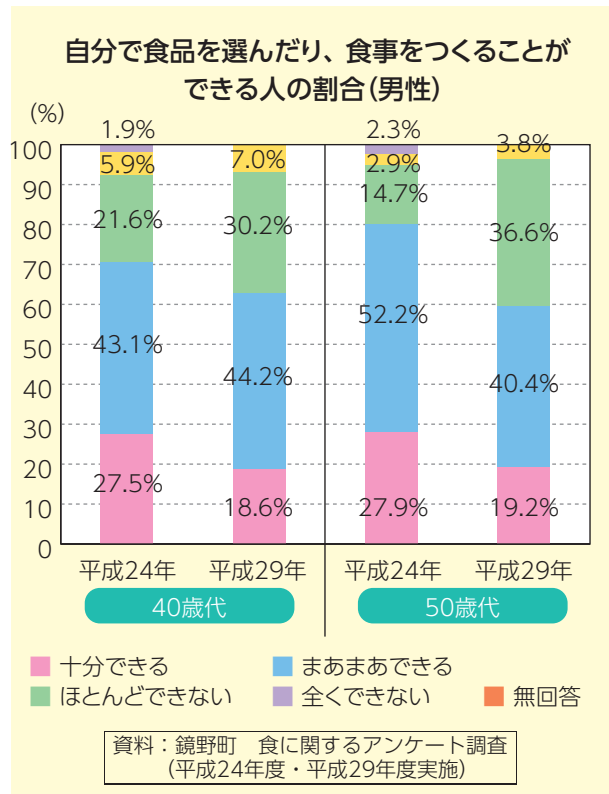
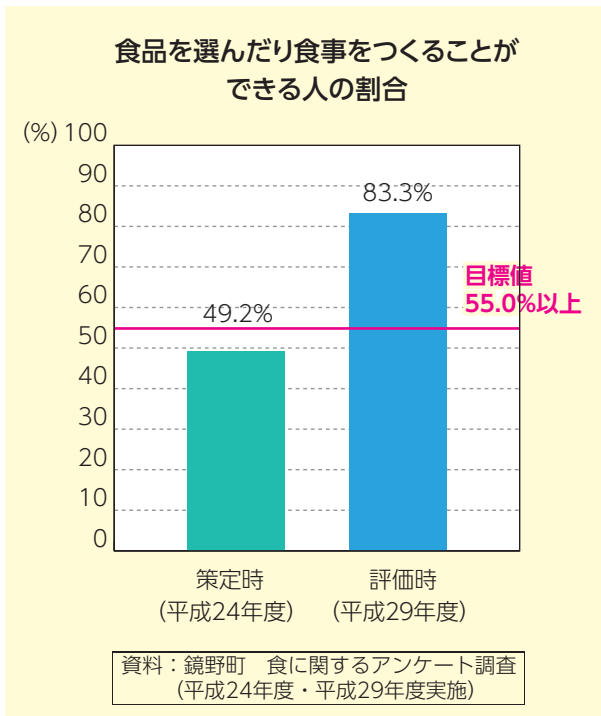
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をほぼ毎日食べる人の割合を国と比較すると、国は59.7%、鏡野町は48.4%で鏡野町は11.3%低い状況にあります。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代(20~30歳)割合(国との比較)

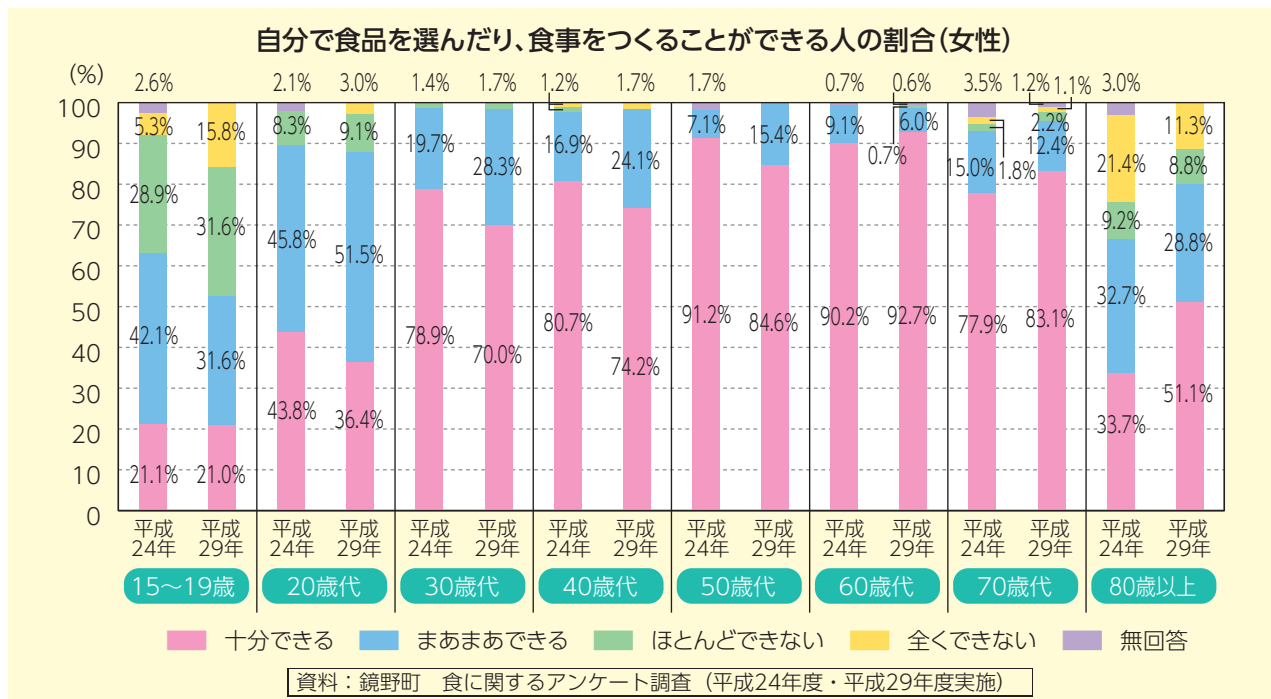


主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をほぼ毎日食べる人若い世代(20~30歳)の割合を国と比較すると、国は39.4%、鏡野町は32.3%で鏡野町は7.1%低い状況にあります。

(14) 食品を選んだり食事をつくらることができる人の割合



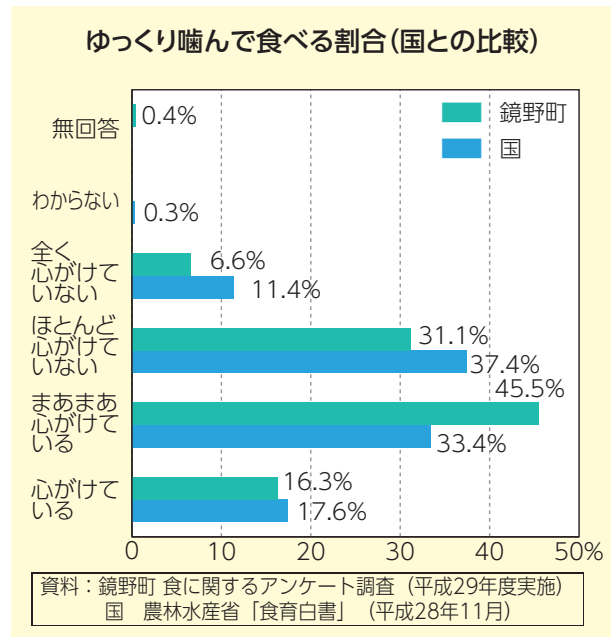
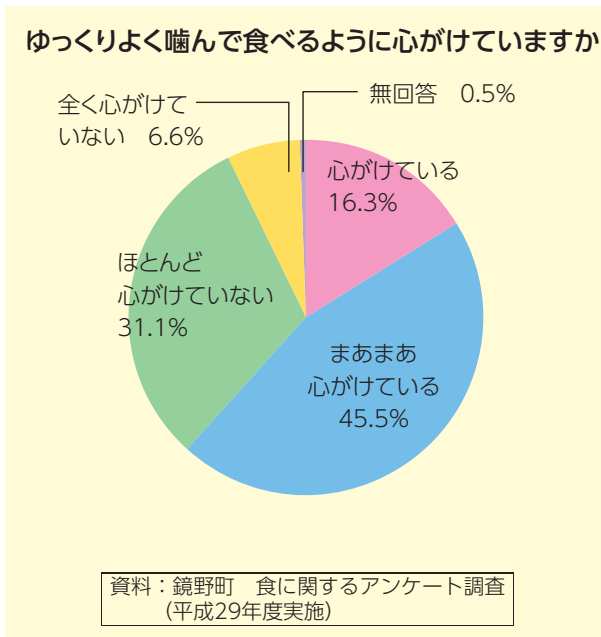
40歳代、50歳代の男性で、自分で食事を選んだり、食事をつくらることができる(十分できる、まあまあできる)人の割合が減少しています。他の年代は増加しています。



15~19歳、80歳代以上の女性で、自分で食事を選んだり、食事をつくらることができる(十分できる、まあまあできる)人の割合が低い状況があります。他の年代は高い状況にあります。

(15) ゆっくりよく噛んで食べる人の割合 ※

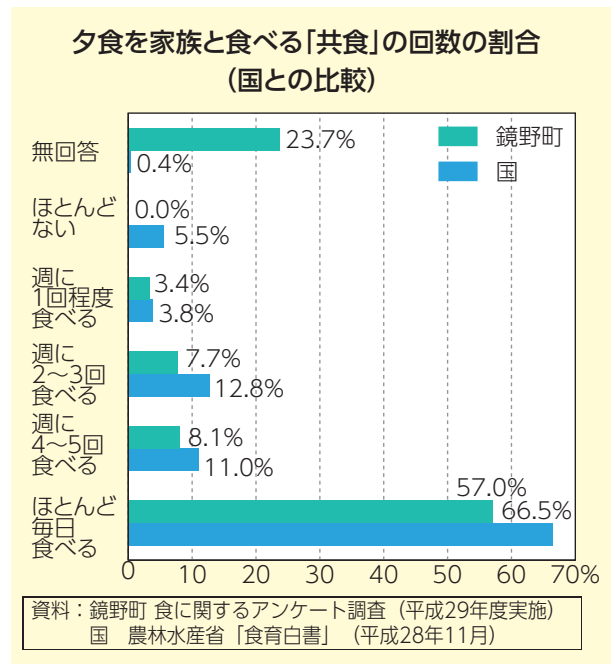
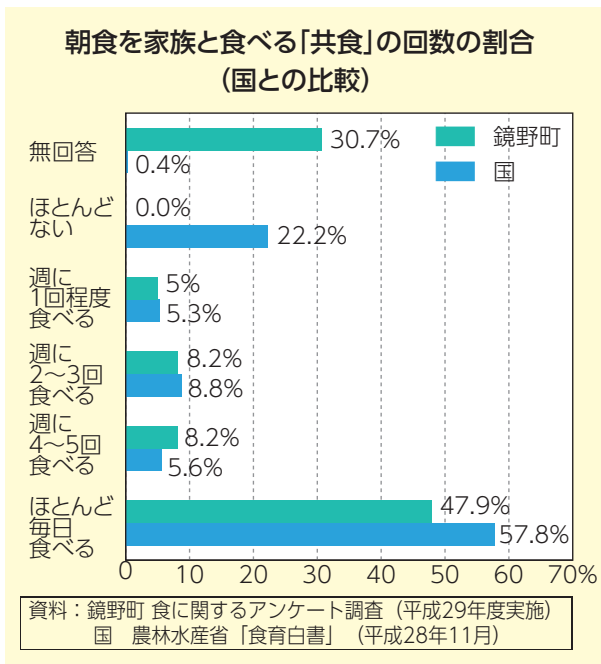
※第2次鏡野町食育・地産地消推進計画より新たな数値目標として追加



ゆっくり噛んで食べる人の割合を国と比較すると、国は51.0%、鏡野町は32.3%で鏡野町は10.8%高い状況にあります。

(16) ①朝食・夕食を家族と食べる「共食」の回数の割合

<共食とは> 家族や仲間と食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。



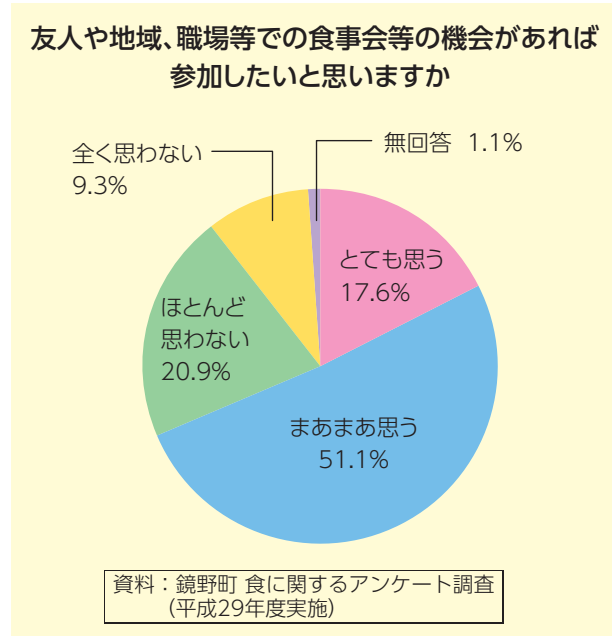
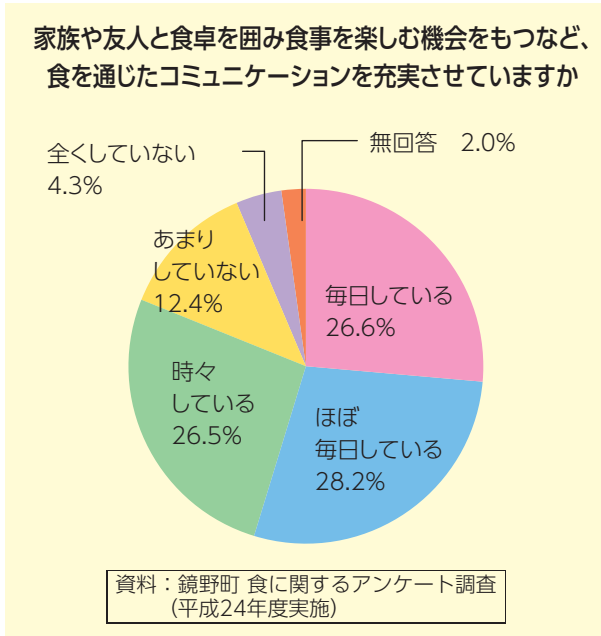
1週間当たりの回数(※1)にすると、鏡野町は週8.6回(朝食4.0回、夕食4.6回の合計)となります。また、国と比較すると、週10.1回(朝食4.6回、夕食5.5回の合計)であり、鏡野町は1.5回下回っています。

※1 共食の回数は、「ほとんど毎日食べる」を週7回、「週に4~5回食べる」を2.5回、「週に1回程度食べる」を1回とし、それぞれ朝食・夕食ごとに該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を出している。

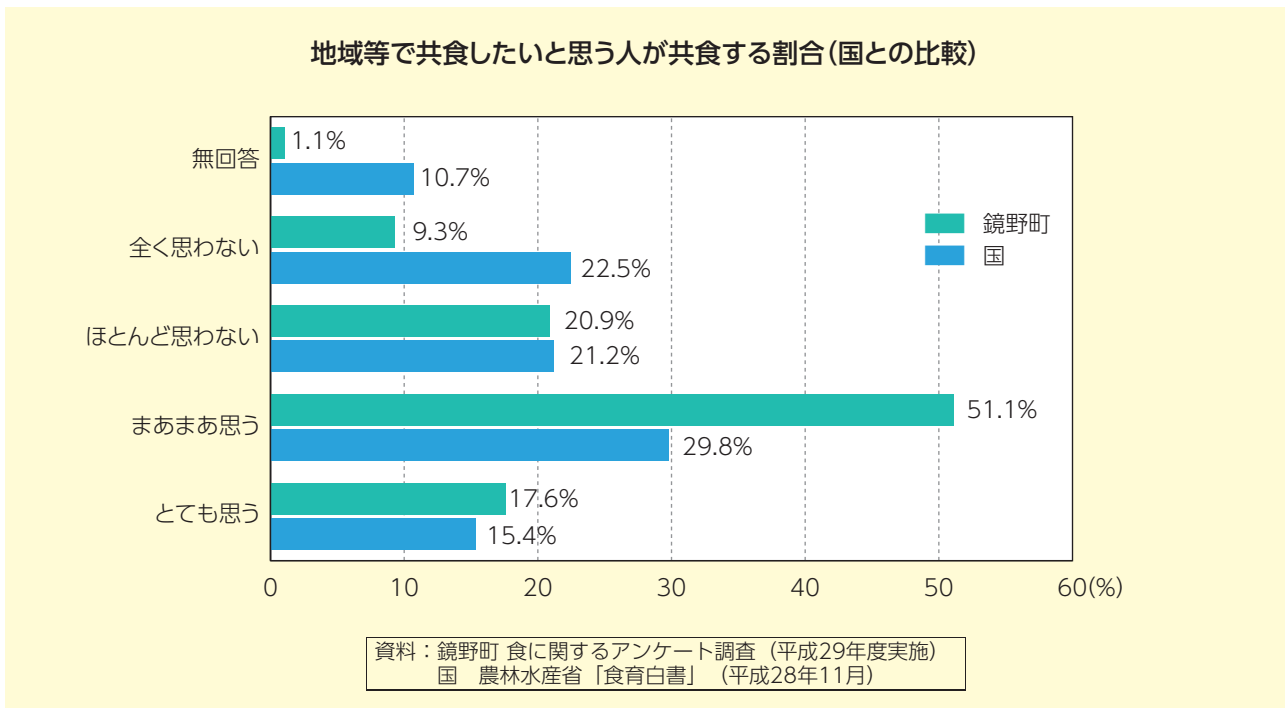
(16)②地域等で共食したいと思う人が共食する割合

※前計画と指数数値の算出方法が異なる指数

設問の文言を「家族や友人と食卓を囲み食事を楽しむ機会をもつなど、食を通じたコミュニケーションを充実させていますか」から「友人や地域、職場等での食事会の機会があれば、参加したいと思いますか」に変更



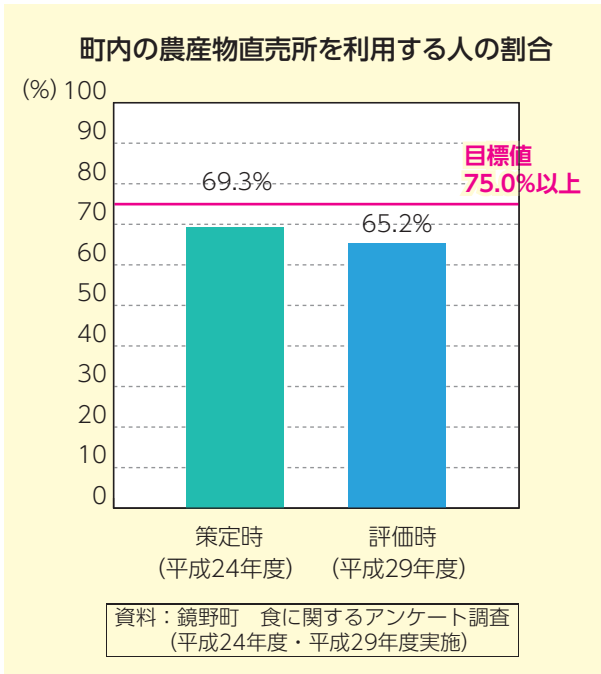
68.7%が友人や地域、職場等での食事会等の機会があれば参加したいと思っています。



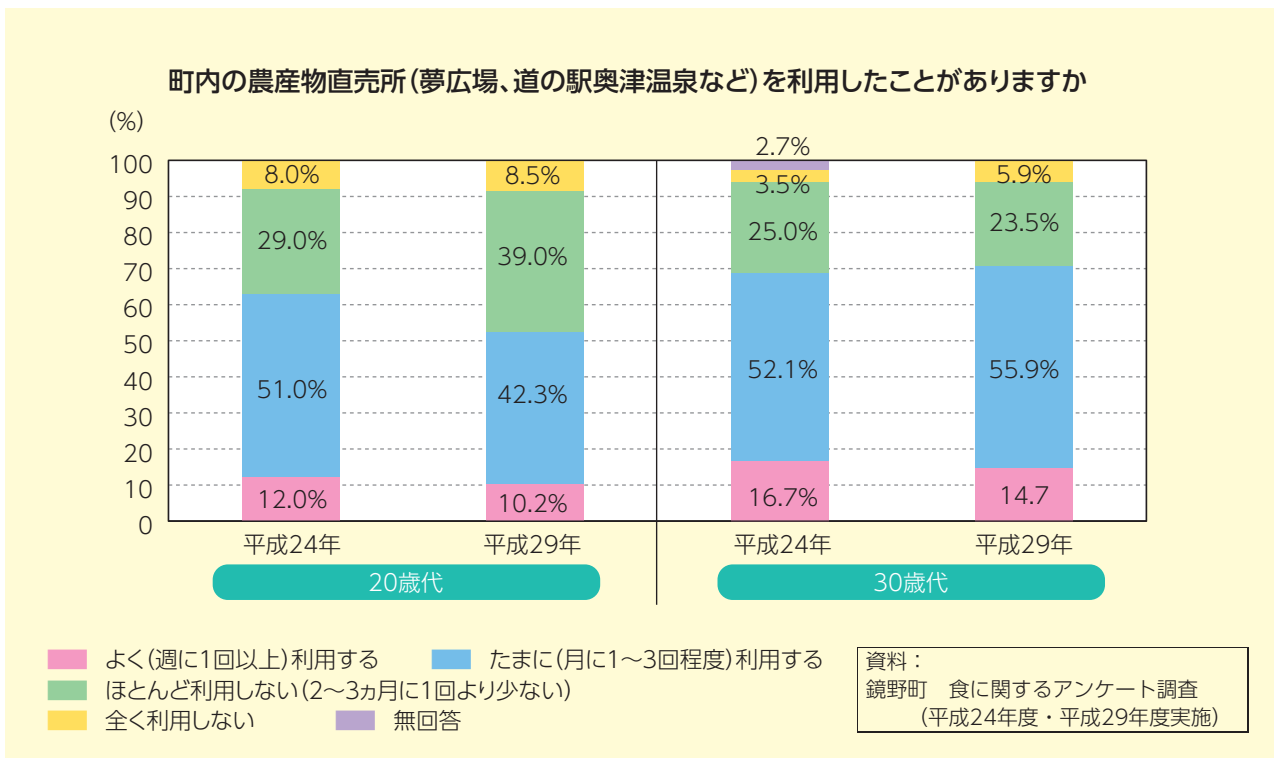
地域等で共食したいと思う人の割合を国と比較すると、国は45.2%、鏡野町は68.7%で鏡野町は23.7%高い状況にあります。

地場産物の積極的な販売・利用の推進

(17) 町内の農産物直売所を利用する人の割合

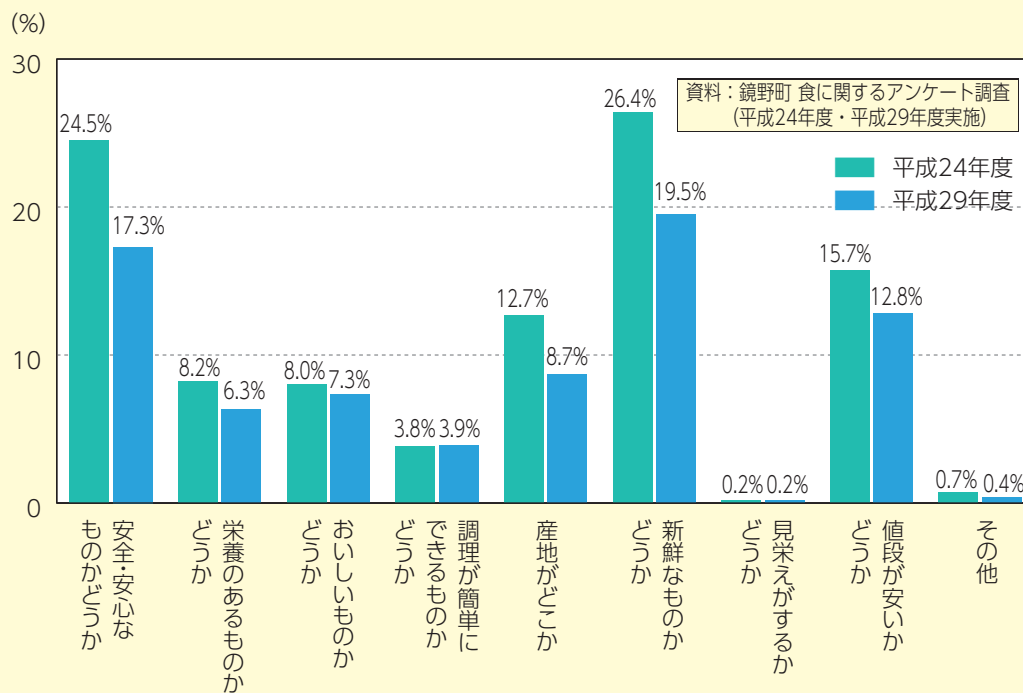


町内の農産物直売所を利用する人の割合は、前回の調査に比べて4.1%減少し、65.2%でした。



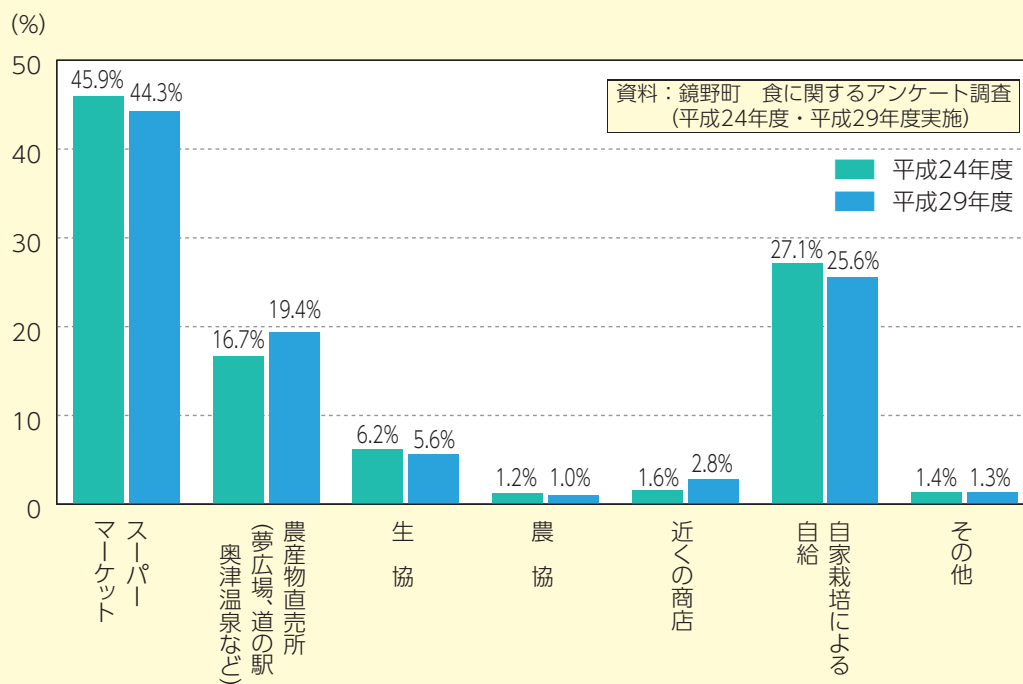
20歳代、30歳代で、町内の農産物直売所(夢広場、道の駅奥津温泉など)をよく(週1回以上)利用する人の割合が前回の調査に比べ減少しています。他の年代は増加しています。

どのような点に関心を持って農産物を購入しますか



農産物を購入する際、安全・安心なものかどうか、新鮮なものかどうか、値段が安いかどうか、産地はどこかの関心が高く、前回の調査と大きく変化はありませんでした。

日頃、どこで農産物を購入していますか



日頃の農産物の購入先は、スーパーマーケットが4割強を占めています。

3 鏡野町食育・地産地消推進計画の数値目標と達成状況

基本的施策	数値目標	策定時の値 H24	評価時の値 H29	目標値 H30	達成 状況
町民運動としての 食育・地産地消の推進	「食育」という言葉と意味を知っている人の割合	67.7%	67.1%	75.0%	D
	「食育」に関心がある人の割合	71.0%	67.9%	75.0%	D
	「地産地消」という言葉と意味を知っている人の割合	83.2%	86.0%	90.0%	B
	食の安全について不安に感じている人の割合	54.5%	48.0%	50.0%	A
豊かな食文化と元気な 農林水産業に根ざした 食育の推進	学校給食における地場産物を使用する割合	47.9%	59.0%	50.0%	A
地域における食生活の 改善に向けた取り組み の推進	食事バランスガイドを知っている人の割合	60.1%	62.5%	65.0%	B
	適正体重を心掛けている人の割合	70.3%	注1)55.3%	75.0%	E
	自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の割合	41.0%	81.2%	45.0%	A
	朝食を毎日食べる人の割合	80.7%	81.7%	85.0%	B
	野菜の入ったおかずを毎日(1日3回)食べている人の割合	42.8%	注2)34.6%	50.0%	E
	食品を選んだり食事をつくることのできる人の割合	49.2%	83.3%	55.0%	A
地場産物の積極的な販 売・利用の推進	町内の農産物直売所を利用する人の割合	69.3%	65.2%	75.0%	D

【出典】

鏡野町食に関するアンケート(平成24年度、平成29年度)

達成状況の見方	A：目標値に達した B：策定時と比較して、目標値に近づいた C：変わらない D：策定時と比較して、数値が悪化した E：把握方法が異なるため、評価が困難
---------	---

注1)は参考値

設問の文言を「自分の適正体重を保つように心がけていますか」から「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重をの維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか」に変更

※注1)の変更理由：第3次食育基本計画(農林水産省)の数値目標と比較するため

注2)は参考値

設問の文言を「野菜の入ったおかずを毎食(1日3回)食べていますか」から「野菜中心の料理(1品でもよい)食べていますか」に変更

※注2)の変更理由：野菜摂取量目標値350gを達成するためには、野菜中心の料理を毎食1～2皿摂取しなければ難しく、指標をわかりやすくするため。

4 アンケート結果等からわかる現状と課題の整理

アンケート結果などからわかる食育と地産地消の現状と課題は、次のとおりです。

(1)(2)「食育」への関心について

「食育」という言葉と意味を知っている人の割合は67.7%から67.1%で0.6%、「食育」に関心ある人の割合は71.0%から67.8%で3.2%、どちらもやや減少していますが、横ばいの状況にあり、目標値(75.0%)には達していません。

「食育」の関心度(関心がある人)を国と比較すると、国は42.0%、鏡野町は24.3%で、鏡野町は17.7%低い状況にあります。

広く町民理解の促進ができていない現状があり、多くの町民に食育という言葉と意味、関心を持ってもらえるよう、引き続き様々な場面で取り組む必要があります。

(3)「地産地消」への関心について

「地産地消」という言葉と意味を知っている人の割合は83.3%から86.0%で2.7%増加していますが、目標値(90.0%)には達していません。

多くの町民に地産地消に関心を持ってもらえるよう、情報提供や啓発に努め地場産物を広めていく必要があります。

(4)食の安全性の不安について

食の安全性について不安を感じている人の割合は54.5%から48.0%で6.5%減少し、目標値(50.0%)に達しました。

不安に感じている内容は農薬や医薬品の残留、輸入食品、食品添加物、食品表示の偽装の割合が多く、前回の調査と大きく変化はありませんでした。

食の安全性や表示について、正しく必要な知識を身につけることができるよう、今後も情報の提供が必要です。

(5)学校給食における地場産物の使用について

学校給食における地場産物の割合は49.7%から59.0%で9.3%増加し、目標値(50.0%)に達しました。

学校給食における地場産物の使用の割合を国と比較すると、国は26.9%、鏡野町は59.0%で、鏡野町は31.1%高い状況にあります。

積極的に地場産物を使用していますが、年間を通じての安定的な供給は難しい状況があります。

(6)地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法の伝承について

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を伝承している割合を国と比較すると、全世代で国は60.0%、鏡野町は42.0%で、鏡野町は18.0%低い状況にあります。

また、若い世代(20~30歳)でも、国は54.6%、鏡野町は30.4%で、鏡野町は24.2%低い状況にあります。

家庭で手軽に取り入れられる方法を広めるなど、次世代に継承していく必要があります。

(7)食品ロス(食べられるのに廃棄される食品)の削減について

食品ロスを軽減するために、96.5%の人が何らかの行動をしていました。

冷凍保存を活用する(21.9%)、残さず食べる(17.3%)に取り組んで、食品ロスを軽減している割合が多くなっていました。

(8)食事バランスガイドについて

食事バランスガイドを見たことがある人の割合は60.1%から62.5%で2.4%増加しましたが、目標値(65.0%)には達していません。

年代別にみると、20歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上は増加していました。

多くの町民に関心を持ってもらえるよう引き続き啓発が必要であり、健康づくり活動と連動した推進をしていく必要があります。

(9)適正体重の維持、減塩について

第3次食育基本計画(農林水産省)の数値と比較するために、前回の設問を変更しました。

生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践する人の割合を国と比較すると、国は69.9%、鏡野町は55.3%で鏡野町は14.6%低い状況にあります。

また、平成23年度から平成27年度の鏡野町国民健康保険医療費の状況を見ると、医療費は年々増加しています。さらに、近隣の市町と比較すると、どの市町も医療費は増加していますが、その中でも鏡野町は1人当たりの医療費が高くなっています。医療費がかかっている病気を見ると、生活習慣病(高血圧症、糖尿病、脂質異常症)が約4割を占めています。生活習慣病予防や医療費の削減のためには、より多くの人々がふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活ができるよう取り組み、健康づくり活動と連動した食育の推進が重要となります。※第三期特定健康診査等実施計画、第二期保健事業実施計画(データヘルス計画)

(10)食生活の改善について

自分の食生活に問題があると思う人の割合は50.2%から44.8%で5.4%減少しました。

自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活を改善したいと思う人の割合は41.0%から81.2%で40.2%増加し、目標値(45.0%)に達しました。

食生活に問題があると思う理由は、糖質・脂質・塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足、食べるのが早い(早食いである)が多く、前回の調査と大きく変化はありませんでした。

(11)朝食の摂取について

朝食を毎日食べる人の割合は80.7%から81.7%で1.0%増加していますが、目標値(85.0%)には達していません。

男性は、20歳代、30歳代で朝食を毎日食べる人の割合が、前回の調査と比べ減少し、40歳代、50歳代は増加しています。

女性は、30歳代で朝食を毎日食べる人の割合が、前回の調査と比べ減少し、他の年代は増加しています。

また、男女とも15~19歳(青年期)は、6割しか毎日朝食を食べていない状況があります。

若い世代へのアプローチが重要であり、朝食の摂取の大切さを今後も一層推進していく必要があります。

(12)野菜の摂取について

野菜推奨摂取量350gを達成するためには、野菜中心の料理を1日3回1皿以上摂取しなければ難しく、指標をわかりやすくするために前回の設問を変更しました。

鏡野町では34.6%の人が1日3回1皿以上野菜中心の料理を食べています。

野菜の重要性について認識が不十分であるため重要性を周知し、手軽にかんたんに作れる野菜のレシピを啓発していく必要があります。

(13)バランスのよい食事の摂取状況について

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をほぼ毎日食べる人の割合を、国と比較すると全世代では、国が59.7%、鏡野町は48.4%で11.3%鏡野町が低くなっています。また、若い世代(20~30歳)も国と比較すると、国が39.4%、鏡野町が32.3%で7.1%鏡野町が低くなっています。

栄養バランスが良いとされる「主食+主菜+副菜」をそろえて食べることを啓発していく必要があります。

(14)食品の選択について

自分で食品を選んだり食事をつくることのできる人の割合は49.2%から83.3%で34.1%増加し、目標値(55.0%)に達しました。

男性は、40歳代、50歳代、自分で食事を選んだり、食事をつくることのできる(十分できる、まあまあできる)人の割合が減少しています。他の年代は増加しています。

また、女性は、15~19歳、80歳以上で、自分で食事を選んだり、食事をつくることのできる(十分できる、まあまあできる)人の割合が低い状況があります。他の年代は高い状況にあります。

男性は働き盛り世代、女性は子育て世代・高齢者へのアプローチが重要です。

生活習慣病予防、低栄養予防においても重要となるため、情報提供や学習機会の充実が必要です。

(15) ゆっくり噛んで食べるについて

ゆっくりよく噛んで食べる人の割合を国と比較すると、国は51.0%、鏡野町は61.8%で、鏡野町は10.8%高い状況にあります。

ゆっくり噛んで食べることは、肥満や糖尿病などの生活習慣病に大きく関与していると考えられるため、これらを予防するうえでは、健康づくり活動と連動した食育を推進していく必要があります。

(16) ①朝食・夕食を家族と食べる「共食」の回数について

朝食を家族とほとんど毎日食べる割合を国と比較すると、国は57.8%、鏡野町は47.9%で9.9%低い状況にあります。

また、夕食を家族とほとんど毎日食べる割合でも、国は66.5%、鏡野町は57.0%で9.5%低い状況にあります。

(16) ②地域での共食について

68.7%の人が友人や地域、職場等での食事会等の機会があれば参加したいと思っています。

共食は、食の楽しさを感じるとともに、子どもにとっては食事のマナーや食の知識を身につけることができる大切な時間と場になります。

情報提供や啓発に努め、今後も共食を一層推進していく必要があります。

(17) 農産物直売所の利用について

町内の農産物直売所を利用する人の割合は、前回の調査と比べて4.1%減少し、65.2%でした。

農産物を購入する際、安全・安心なものかどうか、新鮮なものかどうか、値段が安いかどうか、産地はどこかの関心が高く、前回の調査と大きく変化はありませんでした。

日頃の農産物の購入先は、スーパーマーケットが4割強を占めています。

旬の食材を使い手軽に食べることができるレシピ等の啓発、学習機会の充実が必要です。

第3章 ▶ 計画の基本理念

1 基本理念

すべての町民が、生涯を通じて心身ともに健康な状態であるためには、正しい食の知識や健康的な食事を選択する力が重要であり、食に関する適切な知識を習得し、望ましい食生活の習慣を定着させることが大切です。

本計画の基本理念は、第1次計画を踏襲した「選ぶことから始めよう！健康かがみのの食生活」とし、町民が豊かで健康的な食生活を実現するために、食育と地産地消を一体的に推進することを基本理念としています。

基本理念

選ぶことから始めよう！健康かがみのの食生活

2 基本的施策

基本理念の下に食育・地産地消を推進するために、現在も町民、関係機関・団体、行政においてそれぞれの立場から食育・地産地消の取り組みがされていますが、より一層効果を上げるため共通の目標を掲げ、その達成を目指して協働で取り組みます。

- ①町民運動としての食育・地産地消の推進
- ②豊かな食文化と元気な農林水産業に根ざした食育の推進
- ③家庭、学校、保育園などにおける子どもの成長に応じた食育の推進
- ④地域における食生活の改善に向けた取り組みの推進
- ⑤地場産物の積極的な販売・利用の促進



第4章 ▶ 食育・地産地消推進施策の展開

1 第2次鏡野町食育・地産地消推進計画の指標、目標値、取り組み

食育・地産地消の成果や達成状況を客観的に把握できるように、主要な項目について目標値を設定します。目標値の設定にあたっては、国や県、町の関連計画と同様のものがあれば参考にします。

1 町民運動としての食育・地産地消の推進

食育・地産地消の普及啓発に努め、町民が自発的に取り組む気運を醸成します。

数値目標	現状値	目標値
「食育」という言葉と意味を知っている人の割合	67.1%	75.0%以上
「食育」に関心がある人の割合	67.9%	75.0%以上
「地産地消」という言葉と意味を知っている人の割合	86.0%	90.0%以上
食の安全について不安に感じている人の割合	48.0%	45.0%以下

【町民・家庭の取り組み】

食育の持つ意味を知り、健康との関係を考える。

地産地消の持つ意味を知る。

食育、地産地消関連のイベントに参加する。

食の安全や安心について学ぶ。

食材の見分け方(旬、鮮度、品質等)を学び、参考にする。

食品の購入や外食・中食※を利用する時には食品の表示(産地、期限表示、栄養成分、食品添加物等)を参考にする。

基本的な調理方法や食材の衛生的な取り扱い方を身につける。

※中食：お総菜など家庭外で調理された食品を購入して持ち帰り、家庭内で食べる食事形態。

【地域の取り組み】

地域で食育・地産地消推進活動に取り組む人材の育成確保に努める。

栄養委員会の各種事業や一口運動を通じて、栄養の正しい知識の普及啓発をする。

☆地域の取り組みとは、例えば栄養委員や愛育委員、各種団体・グループ、公民館、地域づくり推進協議会が行う活動等、地域が主体で行う活動です。

【行政や関係機関の取り組み】

普及啓発イベント(健康フェスティバル・講演会・産業まつり)などの開催・参加を通じて町民理解の促進を図る。

毎年6月を鏡野町の「食育・地産地消月間」、毎月19日を鏡野町「食育・地産地消の日」として食育・地産地消の啓発に努める。

広報やホームページ、イベント等を通じて、食の大切さに関する情報提供を充実させる。

町民の健康増進の総合的な推進を図るため、町民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにすることを通じて、食育推進の基礎的データとして活用する。

栄養委員などを中心に地域の食育活動を牽引する推進リーダーを育成強化し、食育・地産地消活動の定着を図る。

情報提供を実施して、食品衛生に関する知識の普及と食品の衛生的な取り扱いについての啓発を推進する。

多くの消費者が食品の安全性や表示について、正しく必要な知識を身につけることができるように媒体を利用してわかりやすく的確な情報を迅速に提供する。

2 豊かな食文化と元気な農林水産業に根ざした食育の推進

地域の特色ある食文化の継承を図るとともに、都市住民との交流を進め、生産者と消費者との信頼関係の構築を図るなど、鏡野町の豊かな農林水産物を活用した食育を推進します。

数値目標	現状値	目標値
学校給食における地場産物を使用する割合	59.0%	65.0%以上
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合	42.3%	45.0%以上
食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合	96.5%	100.0%
農林漁業体験を実施する小学校・中学校数等	5校	9校

【町民・家庭の取り組み】

地場産物を選んで食べる。
栽培から収穫、料理までの連なる食と農の体験をする。
地域の食材や食べ物の旬を知り、食文化を継承する。
我が家の味を伝える。
自然への恩恵や生産者等への感謝の気持ちを持つ。
子どもの頃から地元の食材にふれて、食事づくりや食事をする機会を増やす。
環境との調和、食品ロスに対し興味をもつ。

【地域の取り組み】

地域での地場産物の利用の促進をする。
様々な年齢の人が一緒に行う料理体験の場を提供する。
地域行事で行事食の伝承をする。
食べ残しのたい肥化など、環境に配慮した取り組みの推進をする。

【行政や関係機関の取り組み】

農林水産業関係施設などにおいて、幅広い年代の方が農作業や生産物加工を体験できる場を提供する。
グリーンツーリズム実践者間の連携を推進し、農林水産業の体験学習や農家民泊などによる都市と農山村の交流を支援する。
農林水産業や地域の文化などを生かした体験型メニューを充実させるとともに地域受入態勢の整備を支援する。
食農教育など、生産者や農林水産業団体などによる自主的な活動を支援する。
地産地消や生産者と消費者の交流などを目的とした農林水産業まつりや朝市などの開催情報を積極的にPRし、生産者と消費者の顔が見える関係づくりに向けた啓発に取り組む。
町内行事での農林水産業体験教育を進めるため、町有施設を利用した行事開催を積極的に応援する。
学校給食に地場産物を使い、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、学校給食実施への支援を行う。
学校給食において、郷土料理や伝統料理などの伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるよう促進する。
町内農林水産物を活用し食事バランスに優れた地産地消レシピの啓発を行い、地場産物の利用の促進をする。
地域で健康づくりを推進する栄養委員の育成を支援する。
地域の食文化を継承する料理教室の開催支援や郷土食の保存活動、農林水産体験学習などを支援する。
食品ロス削減のための活動の周知、参加促進をする。
食のイベントを通じて、食の関心、食を楽しむ意識を高める。

3 家庭、学校・こども園・保育園などにおける子どもの成長に応じた食育の推進

乳幼児期から食べることの大切さや楽しさを実感し、望ましい食習慣を身につけることができるよう、家庭と学校と保育園などが連携しながら、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。

【町民・家庭の取り組み】
献立表や給食だよりを見る。
園や学校の行事に参加する。
「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする。
保護者自身が「食」についての正しい知識や調理技術を身につけ、家庭での食育を担う。

【地域の取り組み】
園や学校の行事に協力する。
母親委員会通信等による情報発信を行う。

【行政や関係機関の取り組み】
関係職員と栄養教諭や栄養職員が連携しながら、教育活動を通しての食育を体系的、組織的、計画的に行っていく。
PTAと連携して家庭での調理体験を増やしていく。
農業体験の場の提供を行う。
給食を生きた教材として活用し、食に関する指導を行う。
野菜栽培、収穫体験をし、収穫した野菜を調理して食べ、食の感謝の気持ちを育むことを知らせる。
地産地消を活用した給食を実施し、地域の産物や旬の食材の良さを知らせる。
広報活動を通じて、幼児期の食生活の大切さをPRする。
親子料理教室等を開催し、作ること、食べることへの興味、関心を高める。
かんたんレシピの紹介を行う。
行事食、郷土料理を取り入れ、食文化を伝える。
食のイベント等を通じて、食への関心、食を楽しむ意識を高める。

4 地域における食生活の改善に向けた取り組みの推進

地域において、栄養・食習慣などに関する食生活の改善を推進します。

数値目標	現状値	目標値
食事バランスガイドを知っている人の割合	62.5%	65.0%以上
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合	55.3%	60.0%以上
自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の割合	81.2%	85.0%以上
朝食を毎日食べる人の割合 (小学生6年生) (中学生3年生) ※全国学力・学習状況調査	81.7% 85.0% 78.8%	85.0%以上 100.0% 100.0%
野菜中心の料理(1品でもよい)を食べる人の割合	34.6%	40.0%以上
主食・主菜・副菜の3つそろった食事を1日に2回以上毎日食べている人の割合	48.4%	55.0%以上
食品を選んだり食事をつくることのできる人の割合	83.3%	85.0%以上
ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	61.9%	65.0%以上
朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.6回	週9.6回以上
地域等で共食したいと思う人が共食する割合	68.8%	70.0%以上

【町民・家庭の取り組み】
適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する。
朝食を毎日食べる。
野菜を無理なく多く摂取できる方法を知り、実践する。
毎食、主食・主菜・副菜の3つそろった食事をする。
食品表示などについて学び、正しい知識を身につける。

ゆっくりよく噛んで食べる。
家族や友人等と一緒に楽しく食事をし、コミュニケーションを図る。
家族で食材の買い物に行き、一緒に料理を作る。

【地域の取り組み】
健康づくり活動と連動して、食事・食生活について学べる場を充実させる。
地域での共食の機会を充実させる。
各地区で栄養委員が主体となって、栄養教室等で学んだこと等を地域の方に伝える。

【行政や関係機関の取り組み】
「食事バランスガイド」、「食生活指針」、「食育ガイド※」等を参考に、栄養バランスのとれた食生活の周知、啓発をする。
健康づくり活動と連動した食育の推進をする。
栄養委員に栄養教室・研修会を開催し、内容を充実させる。
若い世代が参加する事業や食のイベント等で、朝食・野菜摂取の啓発と手軽にできるレシピの配布をする。
様々な機会をとらえ、栄養・食生活に関する正しい知識の普及啓発をする。
家族団らんの大切さを周知・啓発する。
広報紙やホームページ、イベント等を通じて、食の大切さに関する情報提供を充実させる。
関係機関・団体、直売所等と協力して野菜摂取の啓発、レシピの提供をする。
※食育ガイド：乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた具体的な食育の取り組みの実践の最初の一步として、できることから始めるためのガイドとして、内閣府より作成された。

5 地場産物の積極的な販売・利用の促進

地場産物の安定的な販売・利用、販売拠点づくりを進めるとともに、学校給食や各種施設などへの利用促進や地場産物を活用した加工品の開発・販売などを推進します。

また、消費者や実需者のニーズを的確に捉え、効果的な生産を推進するとともに、生産者の経営安定を図るため、地場産物の消費拡大を進めます。

数値目標	現状値	目標値
町内の農産物直売所を利用する人の割合	65.2%	75.0%以上

【町民・家庭の取り組み】
町内の農産直売所を利用する。
地域の産物の新鮮なおいしさを味わう。
季節感を大切に食事や行事食、郷土料理を味わう。

【地域の取り組み】
町内の農産直売所の利用を催促する。

【行政や関係機関の取り組み】
直売所や量販店などの販売拠点づくりを推進し、地場産物直売コーナーの拡充に努める。鏡野町ホームページを活用した直売所のPRをする。
地場産物を有効活用した食品加工品の開発・販売の促進を行い、産物と食品産業との連携体制構築に向けた取り組みを支援する。
地場産物安定供給のため支援を行う。
学校給食における地場産物の利用を促進し、旬の町内農林水産物をPRをする。
品目別の消費拡大を推進する。特に、野菜・くだもの・きのこの普及・啓発により、青果物・茸類の消費拡大を図る。
※野菜の日：8月31日、くだもの日：毎月8日、きのこの日：10月15日

第2次鏡野町食育・地産地消推進計画の指数、目標値

基本的施策	数値目標	鏡野町		国	
		現状値 H29	目標値	目標値 H32	出典
町民運動としての 食育・地産地消の推進	「食育」という言葉と意味を知っている人の割合	67.1%	75.0%以上		
	「食育」に関心がある人の割合	67.9%	75.0%以上	90.0%以上	①
	「地産地消」という言葉と意味を知っている人の割合	86.0%	90.0%以上		
	食の安全について不安に感じている人の割合	48.0%	45.0%以下		
豊かな食文化と元気な 農林水産業に根ざした 食育の推進	学校給食における地場産物を使用する割合	59.0%	65.0%以上	30.0%以上	②
	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合 ※	42.3%	45.0%以上	50.0%以上	①
	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合 ※	96.5%	100.0%	80.0%以上	③
	農業漁業体験を実施する小学校・中学校数等 ※	5校	9校		
家庭・地域における 食生活の改善に向けた 取り組みの推進	食事バランスガイドを知っている人の割合	62.5%	65.0%以上		
	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合	55.3%	60.0%以上	75.0%以上	①
	自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の割合	81.2%	85.0%以上		
	朝食を毎日食べる人の割合	81.7%	85.0%以上		
	小学6年生	85.0%	100.0%	100.0%	④
	中学3年生	78.8%	100.0%	100.0%	④
	野菜中心の料理(1品でもよい)を食べる人の割合	34.6%	40.0%以上		
	主食・主菜・副菜の3つそろった食事を1日に2回以上毎日食べている人の割合 ※	48.4%	55.0%以上	70.0%以上	①
	食品を選んだり食事をつくることができる人の割合	83.3%	85.0%以上		
	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合 ※	61.9%	65.0%以上	55.0%以上	①
	朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数 ※注1)	週8.6回	週9.6回以上	週10.8回以上	①
	地域等で共食したいと思う人が共食する割合 ※	68.8%	70.0%以上	70.0%以上	①
地場産物の積極的な 販売・利用の推進	町内の農産物直売所を利用する人の割合	65.2%	75.0%以上		

※新たな数値目標

【鏡野町出典】 鏡野町食に関するアンケート(平成29年度)

【国出典】

- ① 平成28年度「食育に関する意識調査」(農林水産省)
- ② 平成27年度「学校給食栄養報告」(文部科学省)
- ③ 平成27年度「消費者意識基本調査」(消費者庁)
- ④ 平成29年度「全国学力・学習状況調査」

注1) 共食の回数は、「ほとんど食べる」を週7回、「週に4～5回」を4.5回、「週に2～3回」を2.5回、「週に1回程度食べる」を1回として、それぞれ朝食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を出している

2 ライフステージ別食育推進施策

ライフステージに応じた食育の推進に向け、ひとり一人が食育推進のために行動が実践できるように、町民・家庭を中心とした取り組みを8つの年代に分けて示します。

○世代共通の行動

- 主食・主菜・副菜のそろった食事に心がける。
- 地域の食文化の行事に参加し、鏡野町の行事食や郷土食を知る。
- 家族や仲間と楽しく共食の機会をつくる。
- 野菜をたっぷり、彩りよく食べる。
- ゆっくりよく噛んで食べる。
- 間食をとり過ぎない。

○妊娠・出産期・・・食育のできる父・母になるための時期

○乳幼児期(0～5歳)・・・毎日くり返し食育を受け、身につける時期

- 朝・昼・夕3食バランスよく食べ、うす味に慣れる。
- 「いただきます」「ごちそうさま」などの食事のあいさつをする。
- はしを正しく使えるようにする。
- 身体に良いおやつの内容と量を知り、選ぶよう心がける。
- 子どもと一緒に楽しく食事をとる。
- 保育園・幼稚園などでの食育の体験を家族に話す。
- 食のお手伝いをする。(買い物、料理、配膳など)

○学童期(6～15歳)・・・さまざまな体験で、食育の力を強化する時期

- 「早ね早おき朝ごはん」で、正しい生活習慣を身につける。
- 朝・昼・夕3食きちんと食べる。
- 学校給食をお手本に、うす味や自分に必要な食事内容や量を理解する。
- 家族や友だちと、楽しく食事をする時間を持つ。
- 行事食や郷土料理に親しみ、食文化や食に関わる歴史を理解し尊重する。
- 家族と一緒に料理や野菜の栽培をするなど、食の体験活動に取り組む。
- 子どもだけで料理にチャレンジする。
- 正しい食事マナーや姿勢に心がける。
- おやつは量と内容に注意し、時間を決めて食べる。

○青年期(16～19歳)・・・食育の自立をしていく時期

- 規則正しい生活を心がけ、朝・昼・夕の3度の食事を必ず食べる。
- 主食・主菜・副菜をそろえて食べる。
- 家族や友だちと、楽しく食事をする機会を増やす。
- 栄養成分表示を参考に、外食やコンビニ食でも、何をどれだけ食べたらよいかを考えて選ぶ。
- 食料問題、環境問題にも関心を持つ。

○盛年期(20～39歳)・・・食育への理解を深め、家族ぐるみで実践する時期

- 自分の食事内容や量に関心を持ち、野菜をとる。
- 主食・主菜・副菜をそろえて食べる。
- 望ましい食生活習慣を身につけ、適正体重を維持する。
- 栄養成分表示を参考にし、外食・中食の選び方や加工食品の上手な利用方法を身につける。
- 保育園・幼稚園・学校での食育の取り組みに関心を持ち、協力する。
- 料理講習会、テレビ、インターネットを活用し、料理のレパートリーを増やす。

○中年期(40～64歳)・・・生涯食育に取り組む時期

- 食生活に関心を持ち、野菜の摂取とうす味を心がける。
- 主食・主菜・副菜をそろえて食べる。

- 家族や仲間と楽しく食べる機会を増やし、人と人とのつながりを深め心を豊かにする。
- 定期的に体重を測定し、適正体重の維持に心がける。
- 外食・中食・加工食品を選ぶ時は、栄養成分表示を参考にする。
- 食料問題、環境問題などに関心を持ち、無駄なく調理する等の努力をする。
- 情報に振り回されない正しい知識を持つようにする。
- 家庭菜園にチャレンジする。

○高年期前期(65～74歳)・・・自分のからだを大切にし、食育を若い世代に伝える時期

- 定期的に体重を測定し、適正体重の維持に心がける。
- 家族や仲間と楽しく食べる機会を増やし、人と人とのつながりを深め心を豊かにする。
- 食事づくりを工夫して食を楽しむ。
- バランスのよい食事と、うす味に心がける。
- 若い世代に鏡野町の食文化・郷土料理などの知識を伝える。

○高年期後期(75歳以上)・・・自分のからだを大切にし、食育を若い世代に伝える時期

- 定期的に体重を測定し、適正体重の維持に心がける。
- 食事が単調にならないようにし、低栄養に気をつける。
- バランスのよい食事と、うす味に心がける。
- 家族や仲間と食事をとる機会を増やす。

◆ 鏡野町 食に関するアンケート調査票

問1 あなた自身についておたずねします。

(1) 性別	1. 男性	2. 女性		
(2) 年齢	1. 15～19歳	2. 20～29歳	3. 30～39歳	4. 40～49歳
	5. 50～59歳	6. 60～69歳	7. 70～79歳	8. 80歳以上
(3) 世帯構成	1. ひとり暮らし 2. 一世代世帯 (夫婦のみ) 3. 二世帯世帯 (親と子など)			
	4. 三世帯世帯 (親と子、孫など) 5. その他 ()			
(4) お住まいの地域	1. 鏡野	2. 奥津	3. 上齋原	4. 富
(5) 職業	1. 勤め人 (パート含) 2. 自営業 3. 農業 4. 学生			
	5. 専業主婦 (夫) 6. 無職 7. その他 ()			

問2 問1の(3)世帯構成で1. ひとり暮らし以外の方におたずねします。

あなたは、家族等と一緒に食事をするのが1週間のうちでどれくらいありますか。

□の中にそれぞれ数字を記入してください。

・朝食 週に 回程度

・夕食 週に 回程度

問3 あなたは、朝食を毎日食べていますか。

1. 毎日食べる
2. ほとんど食べる(5～6日/週)
3. 時々食べる(3～4日/週)
4. ほとんど食べない(1～2日/週)
5. 食べない

問4 あなたは、野菜中心の料理(1品でもよい)を食べていますか。

1. 毎食(1日3回)食べる
2. 1日1～2回食べる
3. 毎日は食べていない
4. ほとんど食べない

問5 あなたは、主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。

主食：米、パン、めん類などの穀物で、主として糖質エネルギーの供給源となる。

主菜：魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心料理で、主として良質たんぱく質や脂肪の供給源となる。

副菜：野菜などを使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う重要な役割を果たす。

問6 あなたは、自分で食品を選んだり、食事を作ることができますか。

1. 十分できる
2. まあまあできる
3. ほとんどできない
4. 全くできない

問7 あなたは、自分の食生活には問題があると思いますか。

1. とても思う
2. まあまあ思う
3. ほとんど思わない
4. 全く思わない

問7で、1. または2. の方におたずねします。

付問7-1 食生活に問題があると思うのは、どのような事ですか。(3つまで)

1. 脂質の過剰摂取(油っこい料理、甘いお菓子、スナック菓子の食べ過ぎ)
2. 糖質の過剰摂取(ごはん、パン、甘いお菓子の食べ過ぎ)
3. 塩分の過剰摂取
4. 外食やインスタント食品の利用が多い

- 5. 好き嫌が多い
- 6. 野菜の摂取不足
- 7. 食事の時間が不規則
- 8. 食べるのが早い(早食いである)
- 9. 欠食(朝食を食べないなど)
- 10. 食事の量が少ない
- 11. その他()

▶問7で、1. または2. の方におたずねします。

付問7-2 食生活を改善したいと思いますか。

- 1. とても思う
- 2. まあまあ思う
- 3. ほとんど思わない
- 4. 全く思わない

問8 あなたは、生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。

- 1. いつも気をつけて実践している
- 2. 気をつけて実践している
- 3. あまり気をつけて実践していない
- 4. 全く気をつけて実践していない

問9 あなたは、ゆっくりよく噛んで食べるよう心がけていますか。

- 1. 心がけている
- 2. まあまあ心がけている
- 3. ほとんど心がけていない
- 4. 全く心がけていない

問10 あなたは、友人や地域、職場等での食事会等の機会があれば、参加したいと思いますか。

- 1. とても思う
- 2. まあまあ思う
- 3. ほとんど思わない
- 4. 全く思わない

問11 あなたの家庭では、日頃、どこで農産物を購入していますか。(2つまで)

- 1. スーパーマーケット
- 2. 農産物直売所(夢広場、道の駅奥津温泉など)
- 3. 生協
- 4. 農協
- 5. 近くの商店
- 6. 自家栽培による自給
- 7. その他()

問12 あなたの家庭では、どのような点に関心を持って農産物を購入しますか。(3つまで)

- 1. 安全・安心なものかどうか
- 2. 栄養のあるものかどうか
- 3. おいしいものかどうか
- 4. 調理が簡単にできるものかどうか
- 5. 産地がどこか
- 6. 新鮮なものかどうか
- 7. 見栄えがするかどうか
- 8. 値段が安いかどうか
- 9. その他()

問13 あなたの家庭では、町内の農産物直売所(夢広場、道の駅奥津温泉など)を利用したことがありますか。

- 1. よく(週に1回以上)利用する
- 2. たまに(月に1~3回程度)利用する
- 3. ほとんど利用しない(2~3カ月に1回より少ない)
- 4. まったく利用しない

問13で、1. または2. の方におたずねします。

付問13-1 どのような理由で町内の農産物直売所(夢広場、道の駅奥津温泉など)を利用しますか。(2つまで○)

- 1. 価格が安いから
- 2. 安心・安全だから
- 3. 新鮮だから
- 4. 生産者と会話できるから
- 5. その他()

問14 あなたは、日頃、食の安全性についてどのように感じていますか。

- 1. とても不安
- 2. 少し不安
- 3. 特に感じない
- 4. 安心

問14で、1. または2の方におたずねします。

付問14-1 食の安全性について不安に感じていることはどのようなことですか。(3つまで)

- 1. 食品表示の偽装
- 2. 農薬や医薬品の残留
- 3. 輸入食品
- 4. 食品添加物
- 5. 遺伝子組換え食品
- 6. 食中毒
- 7. 不衛生な飲食・販売店
- 8. 食品アレルギー
- 9. 特になし
- 10. その他()

問15 あなたは、「食品ロス(食べられるのに廃棄される食品)」を軽減するために取り組んでいることがありますか。(3つまで)

- 1. 日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する
- 2. 買い物に行く前に冷蔵庫等の中身を確認する
- 3. 小分け商品、少量パック、バラ売り等食べきれぬ量を購入する
- 4. 料理を作りすぎない
- 5. 冷凍保存を活用する
- 6. 残さず食べる
- 7. 取り組んでいることはない

問16 あなたは、「地産地消」という言葉と意味を知っていますか。

- 1. 言葉も意味も知っている
- 2. 言葉は知っているが意味は知らない
- 3. 言葉も意味も知らない

問17 あなたは、「食育」という言葉と意味を知っていますか。

- 1. 言葉も意味も知っている
- 2. 言葉は知っているが意味は知らない
- 3. 言葉も意味も知らない

問18 あなたは、「食育」に関心がありますか。

- 1. 関心がある
- 2. どちらかといえば関心がある
- 3. どちらかといえば関心がない
- 4. 関心がない

問19 あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。

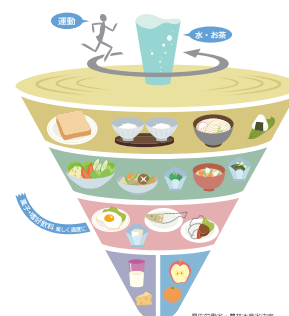
- 1. 受け継いでいる
- 2. 受け継いでいない
- 3. わからない

問20 あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を受け継ぐためには、どのようなことが必要だと思いますか。(2つまで)

- 1. 家庭で教わること
- 2. 学校で教わること
- 3. 地域やイベントで教わること
- 4. 出版物やテレビ等のメディアで教わること
- 5. その他()

問21 あなたは、「食事バランスガイド」を見たことがありますか。

- 1. 見たことがある
- 2. 見たことがない



食事バランスガイド▶

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四条 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然や恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に推進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

鏡野町食育・地産地消推進計画 策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
鏡野町栄養委員会	会長	正 影 好 美
鏡野町愛育委員会	会長	谷 村 晴 江
苫田郡P T A連合会	会長	高 田 正 明
鏡野町立小中学校 校長会	会長	真 鍋 貞 恵
鏡野町保育園 園長会	会長	水 島 静 恵
津山農業協同組合 西部営農経済センター	センター長	本 松 康 史
美作広域農業普及指導センター	次長	池 田 俊 昭
一般財団法人鏡野町振興公社	業務執行理事	藤 本 達 也
株式会社未来奥津	常務取締役	森 本 博 一
鏡野町農村生活交流グループ協議会	会長	井 上 悦 子
鏡野町観光協会	事務局長	難 波 庄 司
鏡野町商工会	事務局長	河 中 司

【事務局】

鏡野町保健福祉課	特命参事	坂 手 真 雄
	課長代理	小 柳 晴 子
	主幹	藤 原 ちあき
	主幹	田 中 幸 枝
鏡野町産業観光課	課長	小 椋 正 己
	課長代理	高 田 雅 昭
鏡野町教育委員会	課長	宗 森 妙 子
	学校栄養職員	木 下 芳

第2次鏡野町食育・地産地消推進計画

策 定 平成31年3月

編集・発行 鏡野町

〒708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地

○保健福祉課

TEL 0868-54-2025

FAX 0868-54-2891

○産業観光課

TEL 0868-54-2987

FAX 0868-54-3662

○学校教育課

TEL 0868-54-2800

FAX 0868-54-2860